

とちぎ

男女共同参画プラン

5期計画

計画期間：令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

男女共同参画社会の実現

～男女が共に輝く“とちぎ”づくり～



栃木県

男女共同参画社会の実現に向けて



少子高齢化の急速な進行や若年世代の大都市圏への転出超過、人生100年時代の到来、自然災害の頻発化などの多くの課題に加え、新型コロナウイルス感染症に係る様々な影響への対応など、私たちの社会は大きな転換点に直面しています。

このような中、男女が互いを尊重し合い、社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うという男女共同参画の視点は、これらの様々な課題に対応する上でより重要なものとなっています。

県では、このたび令和3年度から7年度までを計画期間とする「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進することといたしました。5期計画では、4期計画の成果と課題を踏まえ、引き続き、「男女共同参画推進の環境づくり」、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」、「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の3つの基本的な施策の柱の下、各種施策を総合的に推進して参ります。

県民の皆様には、男女共同参画について理解を深めていただき、男女が共に輝きながら、心豊かに暮らすことのできる“とちぎ”づくりのために御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

令和3（2021）年2月

栃木県知事 福田 富一

目次

第1章 計画の趣旨

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と役割	2
3	他の計画との関係	2
4	計画の期間等	2

第2章 計画策定の背景

1	社会情勢と女性を取り巻く状況等	3
2	国・県・県内市町の主な動き	9
3	とちぎ男女共同参画プラン〔4期計画〕の達成状況	12

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の視点	13
2	計画の目標	14
3	計画の目指す男女共同参画社会のすがた	14
4	計画の体系	15

第4章 施策の展開

施策の柱Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり		16
施策の方向1	男女共同参画の理解促進	16
施策の方向2	ワーク・ライフ・バランスの推進	16
施策の方向3	教育・学習の充実	18
施策の柱Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進		20
施策の方向1	地域・社会における男女共同参画の推進	20
施策の方向2	働く場における女性の活躍推進	21
施策の方向3	人生100年時代を支える健康や生きがいづくりの推進	23
施策の柱Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶		25
施策の方向1	女性等に対するあらゆる暴力の根絶	25
施策の方向2	困難を抱える女性等への支援	26
目標設定指標一覧		28
計画の推進 総合的な推進体制の充実		29
1	県の推進体制の充実	29
2	市町との連携	29
3	とちぎ男女共同参画センター（愛称：パルティ）を核とした男女共同参画の推進	29
4	県民・事業者・民間団体との連携	29
5	意識や実態の調査研究、情報の収集と提供	29
担当課室一覧		30

参考資料

1	とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕策定の経緯	31
2	栃木県男女共同参画審議会委員名簿	31
3	用語解説	32
4	男女共同参画に関する年表	38
5	男女共同参画社会基本法	42
6	売春防止法（抜粋）	44
7	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抜粋）	45
8	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）	47
9	栃木県男女共同参画推進条例	48

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しながら、共に支え、責任を分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、全ての人々が自分らしい生き方を選択でき、心豊かに暮らすことができる社会であり、私たちが目指すべき社会です。また、男女共同参画の視点は、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などの様々な課題に対応するうえで必要不可欠となっています。

県では、これまで、「男女共同参画社会基本法」（平成11(1999)年6月制定）に基づく都道府県計画である「とちぎ男女共同参画プラン」を平成13(2001)年3月に策定し、以降、5年ごとに改定を行いながら、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進してきました。

この間、「栃木県男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の制定や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（以下「DV防止計画」という。）の策定、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」（以下「栃木県女性活躍推進計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

その結果、男女共同参画についての県民の理解が広がり、仕事と生活の調和のとれた職場環境の整備や働く場における女性の活躍が徐々に進んできましたが、未だ根深く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を背景とした課題が残っています。また、依然として配偶者やパートナーからの暴力（DV）による被害が後を絶たない状況にあるなど、男女共同参画社会を実現するためには、多くの課題が残されています。

このため、条例の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するため、施策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す「とちぎ男女共同参画プラン〔5期計画〕」（以下「計画」という。）を策定するものです。

【条例基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 固定的な性別役割分担意識の解消
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 5 男女の生涯にわたる健康の確保
- 6 国際社会の動向を踏まえた取組

2 計画の性格と役割

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項に基づく、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる将来像の実現に向けて、本県における男女共同参画行政に係る施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。
- (3) 県はもとより、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等が相互に連携しながら、それぞれの立場で、自ら考え、行動するために共有する指針となる計画です。
- (4) 本計画に基づく各種取組により、SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとして、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」、ゴール8「働きがいも経済成長も」などの実現に貢献します。

3 他の計画との関係

本計画は、「とちぎ創生15戦略（第2期）」、「栃木県女性活躍推進計画（第2期）」、「とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）」、「第五期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」等と調和のとれたものとしします。

4 計画の期間等

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。
本計画の実施状況については、毎年、条例第7条に基づく報告書を作成し、公表します。

第2章 計画策定の背景

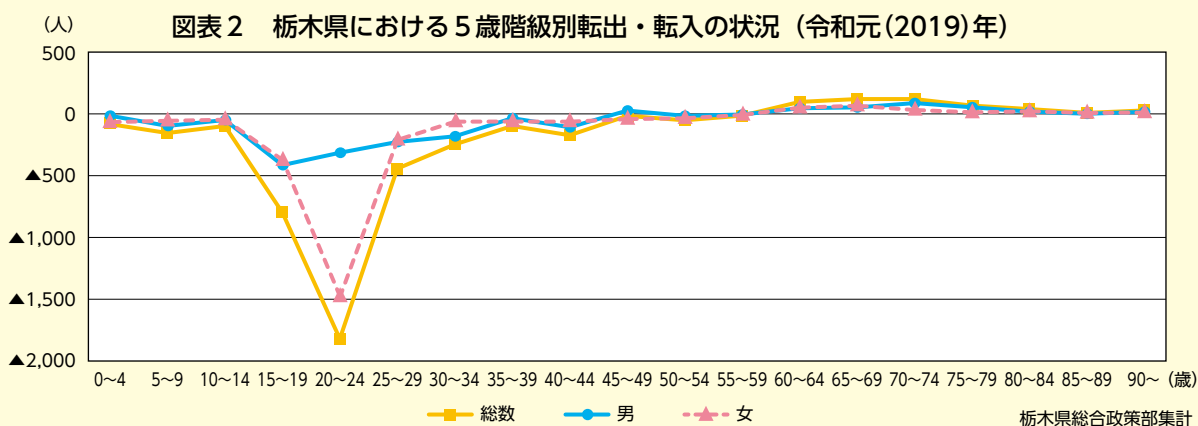
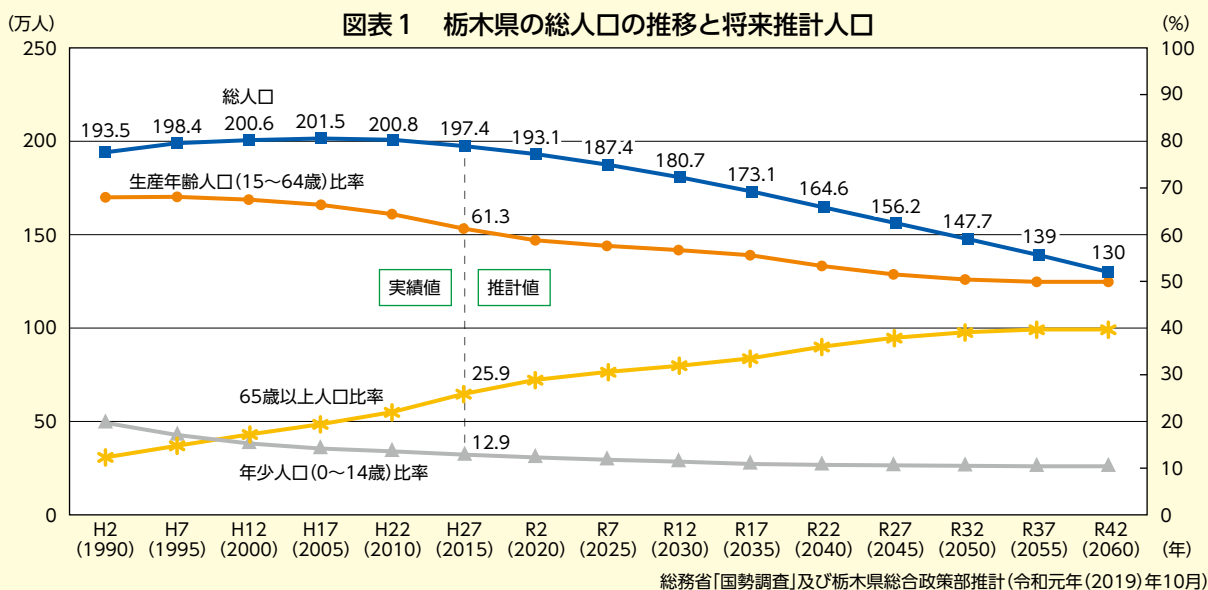
1 社会情勢と女性を取り巻く状況等

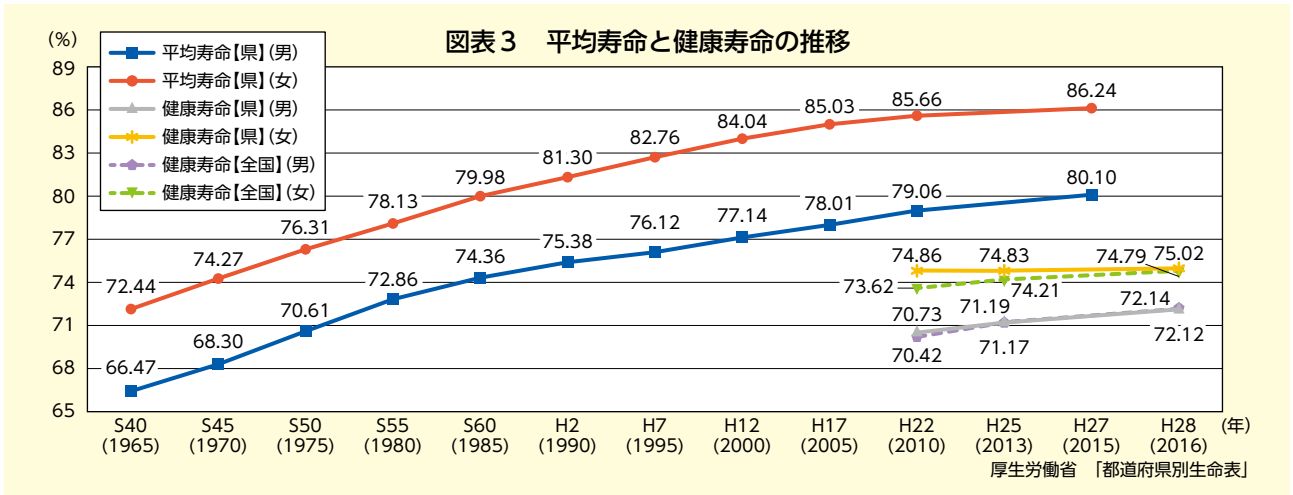
(1) 社会全体における状況の変化

本県の総人口は、少子高齢化の急速な進展により、平成17（2005）年をピークに減少しています。さらに最近では、東京圏をはじめとした大都市圏への若い世代の転出超過の傾向にあり、特に女性の転出超過が今後も継続する場合、人口減少は加速的に進行することが予測されるとともに、多様な人材の確保・活用が困難となり、地域活力の低下を招くおそれがあります。

また、年齢区分別人口を見ると、生産年齢人口（15～64歳）の比率は今後減少が見込まれ、65歳以上の人口比率は更なる増加が見込まれており、経済活動における担い手の確保や社会保障の持続等に影響が生じることが懸念されます。（図表1、図表2）

一方、生活環境の改善と医療の進歩等により、本県でも全国同様、平均寿命と健康寿命が延伸しており、人生100年時代を迎えようとしています。（図表3）



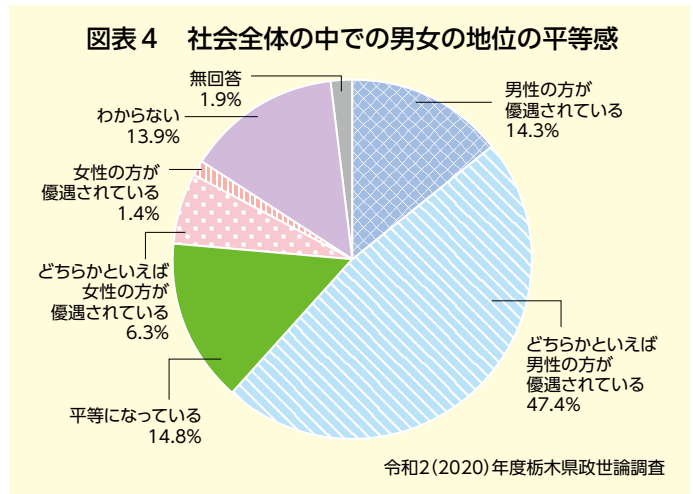


(2) 本県の男女共同参画の状況

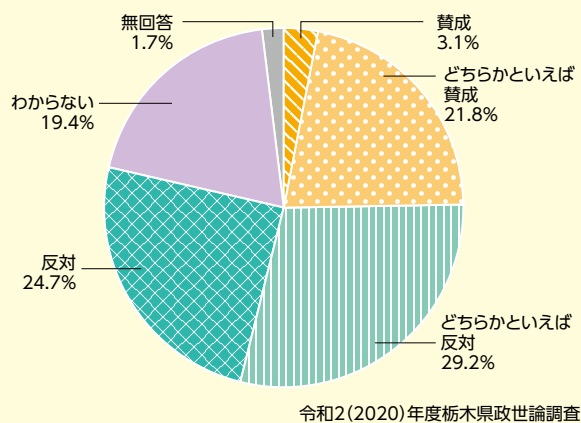
① 男女共同参画に関する県民の意識

令和2（2020）年度栃木県政世論調査において、「社会全体の中での男女の地位の平等感」について、「平等になっている」と答えた人の割合が14.8%、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」と答えた人の合計が61.7%となっています。（図表4）

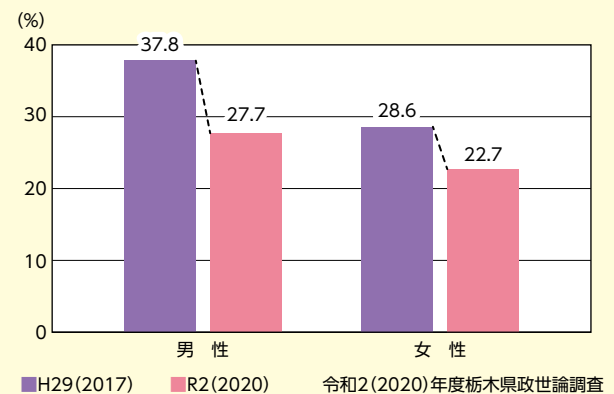
また、「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と答えた人の合計が24.9%、「反対」又は「どちらかといえば反対」と答えた人の合計が53.9%となっています。平成29（2017）年度調査と比べると、男女共に固定的な性別役割分担意識は解消されつつあります。（図表5-1、図表5-2）



図表5-1 固定的な性別役割分担意識（男女計）



図表5-2 固定的な性別役割分担意識の男女別推移（「賛成」・「どちらかといえば賛成」と回答した人の合計）



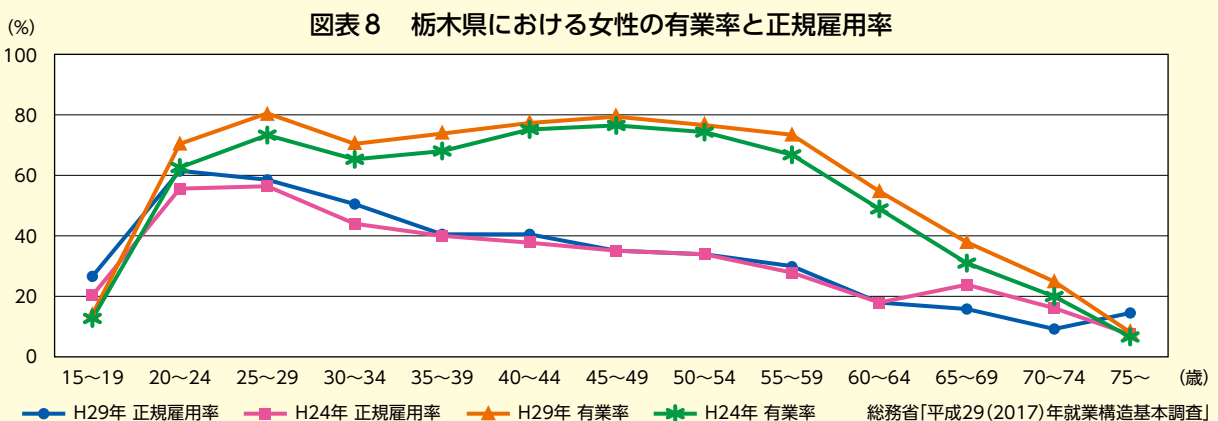
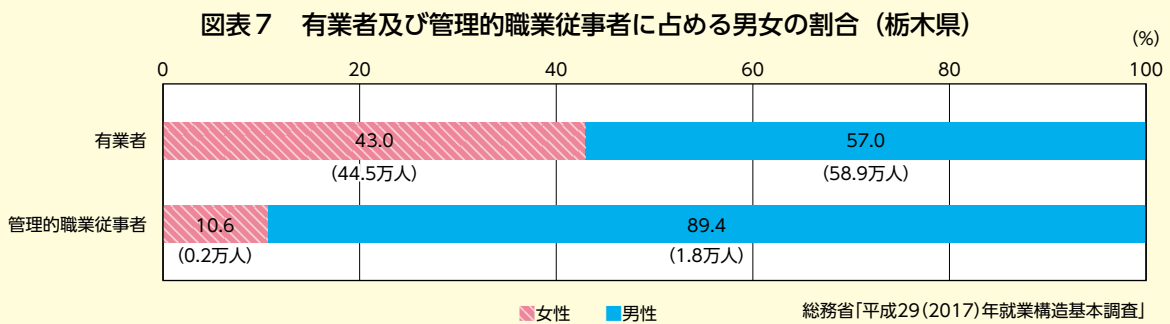
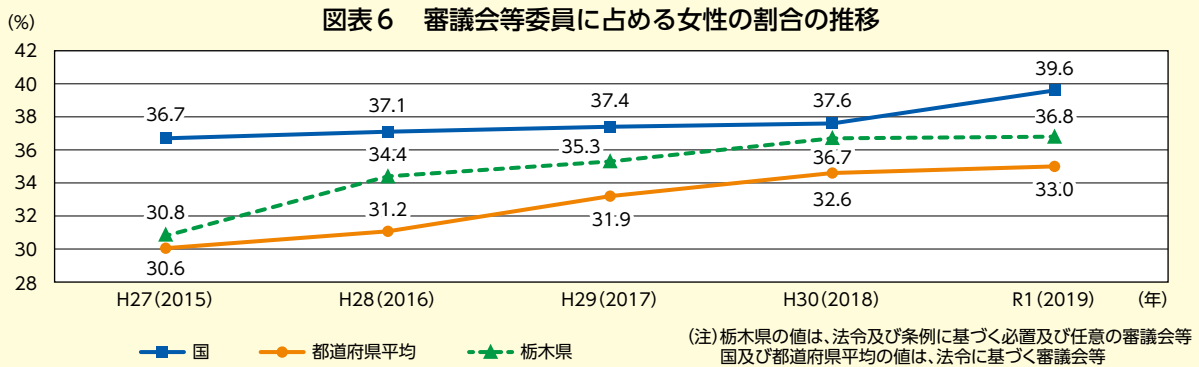
② 女性活躍の状況

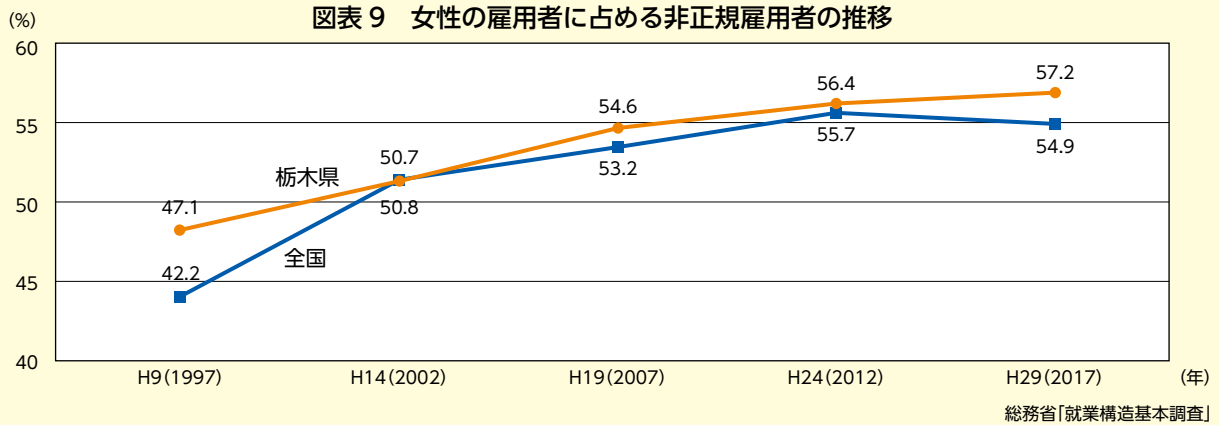
男女共同参画社会の実現に向けて、政治、経済、社会などあらゆる分野で政策・方針決定過程に男女が共に参画することが求められています。県が設置している審議会等の女性委員の割合を見ると増加傾向にあり、都道府県平均を上回っていますが、4割には満たない状況です。(図表6)

また、本県の有業者を男女別で見ると、女性は43% (44万5千人) ですが、管理的職業従事者は10.6% (0.2万人) にとどまっています。(図表7)

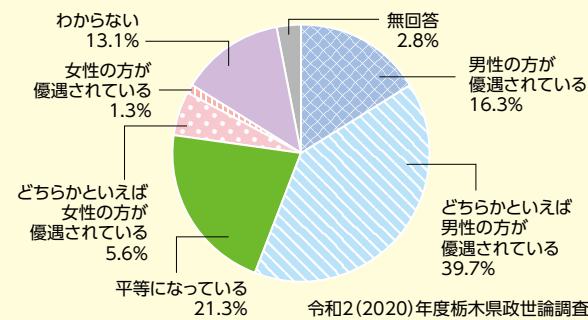
年齢階級別に女性の有業率をみると、出産・育児期に低下する「M字カーブ」は解消されてきましたが、正規雇用労働者の比率が20～24歳代をピークに年齢とともに低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題が生じています。本県女性の非正規労働者の割合は、全国平均を上回る57.2%となっており、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の待遇差が男女間の賃金格差や女性の貧困の一因ともなっています。(図表8、図表9)

このような中、県内における「働く場(職場)での男女の地位の平等感」について、「平等になっている」と答えた人が21.3%、「男性の方が優遇されている」又は「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」と答えた人が56.0%と高くなっています。(図表10)





図表 10 働く場での男女の地位の平等感（男女計）

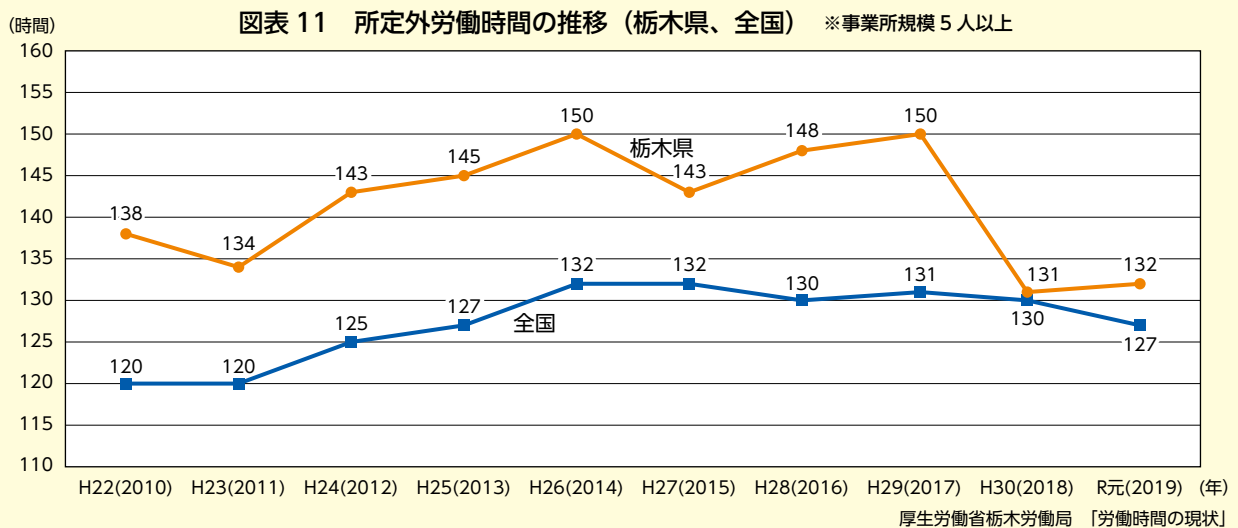


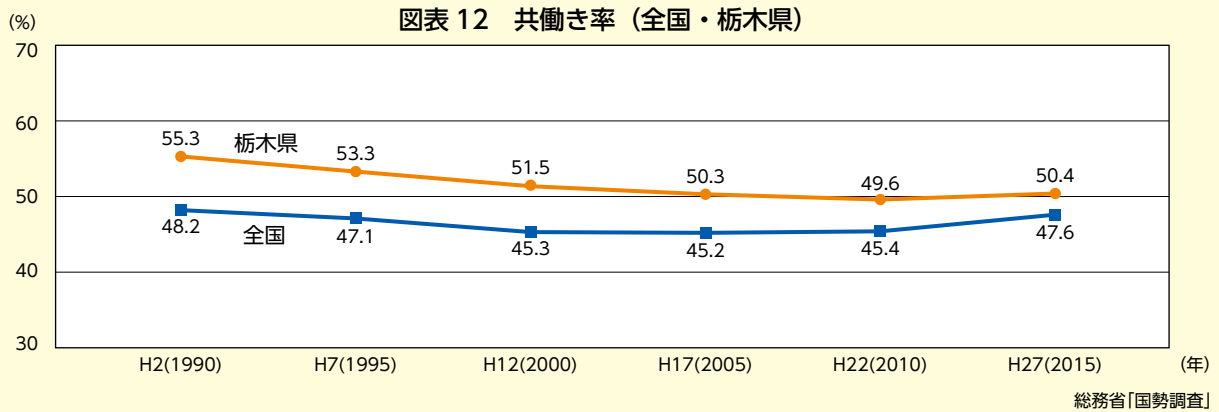
③ 仕事と生活を取り巻く状況

本県の労働者の一人当たり所定外労働時間は、平成 23 (2011) 年度から増加し、平成 26 (2014) 年度と平成 29 (2017) 年度には 150 時間となり、平成 30 (2018) 年度には 131 時間に減少しましたが、全国平均を上回っています。(図表 11)

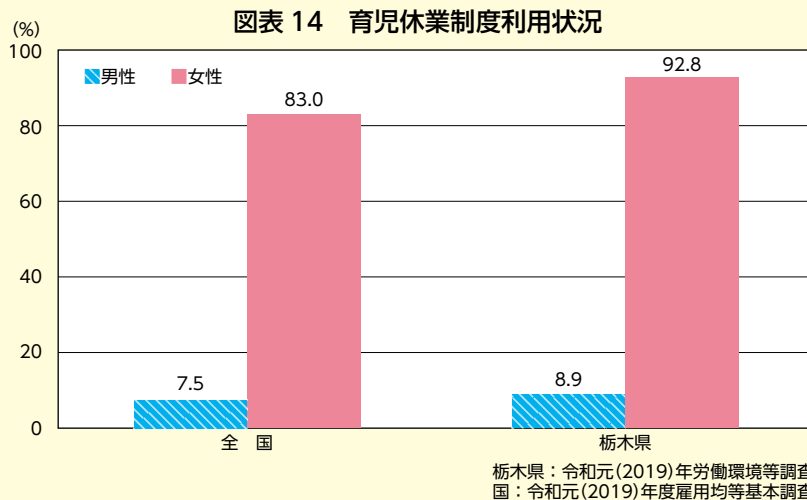
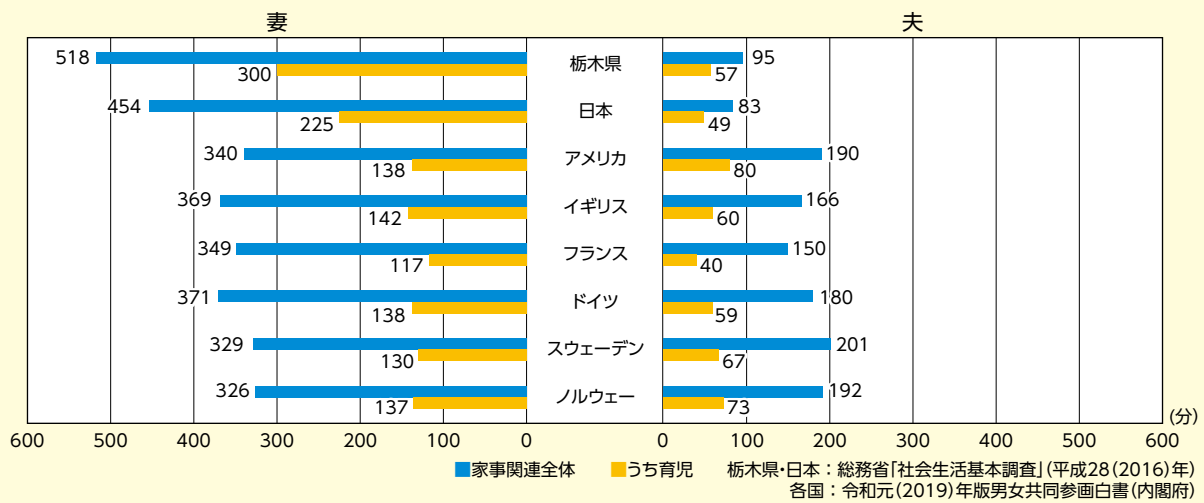
また、夫婦のいる一般世帯のうち約半数が共働き世帯ですが、家事、育児、看護や介護などに従事する時間は男女間で大きな差があります。(図表 12、図表 13)

さらに、令和元 (2019) 年度における県内企業の男性の育児休業制度利用状況は、女性の 92.8% に対し、8.9% と男女間で大きな差があります。(図表 14)





図表 13 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間 (週全体平均) (1日当たり、国際比較)



(3) 女性に対する暴力や貧困等の状況

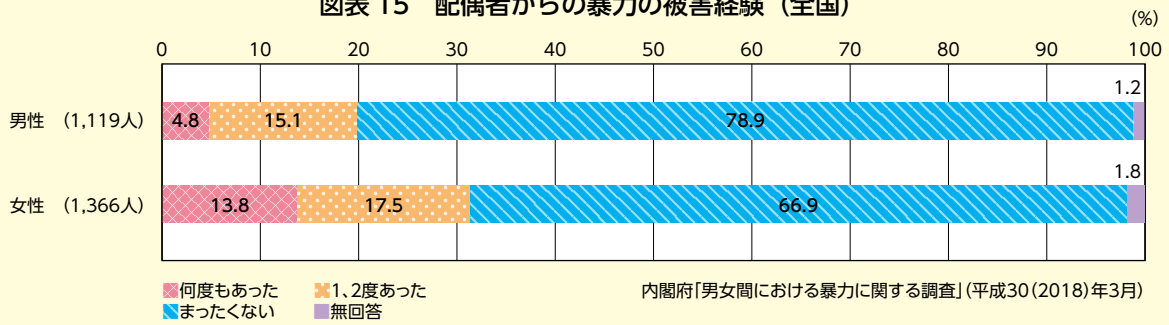
配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難な場合において行われることが多いため、潜在化しやすく、被害が深刻になりやすいという特性があります。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」では、女性の約3人に1人(31.3%)、男性の約5人に1人(19.9%)が、「配偶者からの暴力の被害を受けたことがある」と答えています。(図表15)

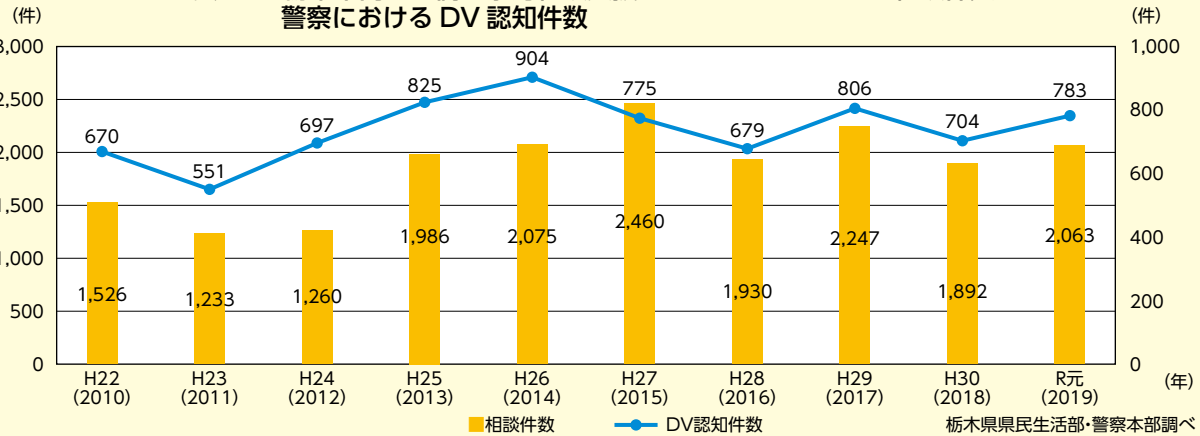
本県の状況をみると、令和元(2019)年度に県や市が設置している配偶者暴力相談支援センター（5か所）に寄せられたDV相談件数は2,063件で、警察における配偶者からの暴力事案等認知件数（以下「DV認知件数」という。）は783件となっています。昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により、生活不安やストレスを原因とするDV被害者等の増加が懸念されています。（図表16）

また、女性は非正規雇用が多く、男性に比べて収入が低いため、社会経済情勢の影響を受け職を失いやすく、貧困等生活上の困難に陥りやすい特徴があり、県内のひとり親家庭のうち約9割を占める母子家庭では影響が深刻化する懸念があります。（図表17、図表18、図表19）

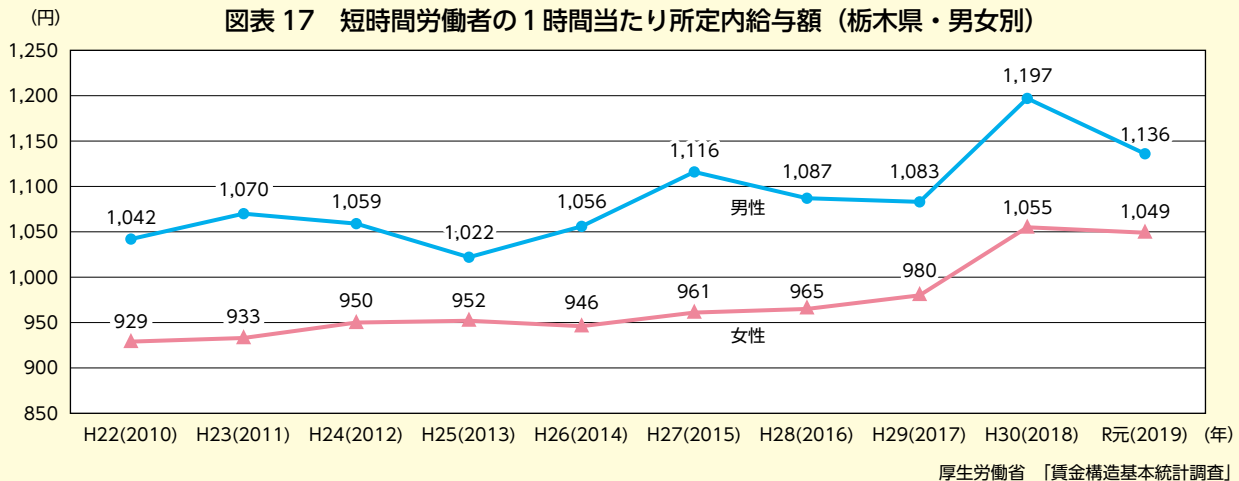
図表15 配偶者からの暴力の被害経験（全国）



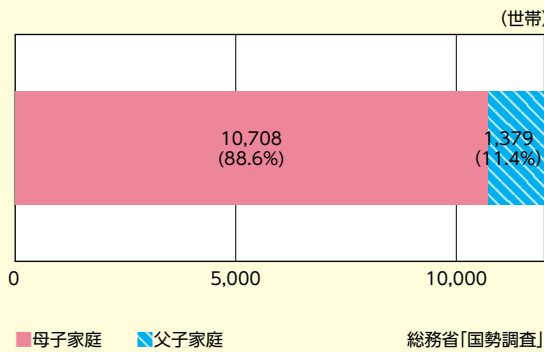
図表16 栃木県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数、警察におけるDV認知件数



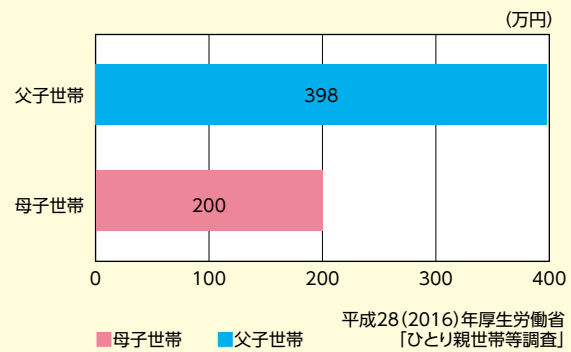
図表17 短時間労働者の1時間あたり所定内給与額（栃木県・男女別）



図表 18 栃木県のひとり親世帯(平成 27(2015)年)



図表 19 平成 27(2015)年ひとり親世帯の平均年間収入(母又は父の就労収入)



2 国・県・県内市町の主な動き

(1) 国の動き

① 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成 30(2018)年5月に公布・施行されました。

② 働き方改革を推進するための関係法律の整備

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置について、労働基準法やパートタイム労働法などの関係法を改正する法律が平成 30(2018)年6月に制定され、順次施行されることとなりました。

③ 女性活躍推進法の改正

女性の職業生活における活躍を更に推進するため、令和元(2019)年5月に改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍の推進に関する情報公表の強化等が定められました。

④ ハラスメント対策を強化するための関係法律の整備

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が令和元(2019)年5月に改正され、ハラスメント対策が明記されるとともに、パワーハラスメント防止対策が法制化されました。また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が定められました。

⑤ DV防止法の改正

DVと児童虐待が重複して発生している事案を受け、令和元(2019)年6月に改正され、DV被害者の保護にあたり、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所が明確化されるとともに、保護対象である「被害者」に同伴する家族も含まれることとされました。

⑥ 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定

平成 25（2013）年 5 月に策定された「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」以降の、社会情勢や課題とそれに伴う政策の変化、東日本大震災からの復興の取組の進展や課題の変化、これまでの災害における取組状況や新たな課題を踏まえ、女性の視点からの防災の取組を更に徹底、充実させていくため、令和 2（2020）年 5 月に策定されました。

⑦ 性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定

性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化するため、令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までの 3 年間を集中強化期間として、刑事法の在り方の検討や被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むことを内容とした方針が、令和 2（2020）年 6 月に決定されました。

⑧ 第 5 次男女共同参画基本計画の策定

「第 4 次男女共同参画基本計画」において定められた 10 年間を見通した基本目標に基づき、後半 5 年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取組をまとめた「第 5 次男女共同参画基本計画」が令和 2（2020）年 12 月に閣議決定されました。

⑨ SDGs の実現に向けた取組

国連サミットにおいて、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030 年までに世界が取り組む 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、日本において「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン 2020」が策定されました。国の第 5 次男女共同参画基本計画では、ゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」の視点をあらゆる施策に反映させ、国際社会と協調して積極的に取り組むこととしています。



(2) 県の動き

① 「とちぎ女性活躍応援団」による女性活躍の推進

「女性がいきいきと活躍できる“とちぎ”」の実現のため、企業、団体、市町等のあらゆる機関が連携して働き方改革や女性の活躍を推進し、職場・家庭・地域などのあらゆる場面で女性が活躍しやすい環境の整備に取り組む「とちぎ女性活躍応援団」が平成 28（2016）年 9 月に設立され、趣旨に賛同して会員となった県内所在の企業・団体と一体となって応援団を構成しています。

② 「男女生き活き企業」認定・表彰制度の実施

県内の中小・小規模企業における女性活躍の推進や働き方の見直しの取組を促進するため、誰もがいきいきと働けることを目指して積極的に取り組んでいる企業等を認定・表彰する制度を平成29(2017)年度から開始しました。

③ DV防止計画の改定

「DV防止計画」の第2次改定版が目標年次を迎えたことから、それまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、平成29(2017)年3月に改定しました。

(3) 県内市町の動き

① 男女共同参画に関する条例の制定

4期計画の推進期間中、新たに那須町で男女共同参画に関する条例を制定し、既に施行していた市町と合わせて13市町で制定されています。

② 男女共同参画計画の策定

4期計画の推進期間中、新たに那須烏山市、茂木町、塩谷町及び那須町の4市町が男女共同参画に関する基本的な計画を策定し、既に策定していた市町と合わせて24市町で策定されています。

③ 男女共同参画に関する宣言の実施

4期計画の推進期間中、新たに足利市、佐野市、さくら市及び下野市の4市が男女共同参画に関する宣言を行い、既に宣言していた市町と合わせて10市町で宣言しています。

④ DV防止計画の策定

4期計画の推進期間中、市町における策定が進み、24市町で策定されています。

⑤ 配偶者暴力相談支援センターの設置

4期計画の推進期間中、新たに栃木市が設置し、既に設置していた宇都宮市、日光市、小山市と合わせて4市で設置されています。



【とちぎ女性活躍応援団キックオフ大会(平成28(2016)年9月)】



【とちぎ女性活躍応援フォーラムにおける「男女生き活き企業」表彰受賞企業事例発表(令和2(2020)年11月)】

3 とちぎ男女共同参画プラン〔4期計画〕の達成状況

「とちぎ男女共同参画プラン〔4期計画〕」では、3つの基本目標について目標指標を設定し、施策に取り組んできました。4期計画の達成状況を踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

目標設定指標	単位	計画策定時	実績値	目標値
基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり				
男女共同参画計画を策定している市町の割合	%	84.0 (H27年度末)	92.0 (R元年度末)	100.0 (R2年度末)
男性の育児休業取得率	%	0.8 (H26年度)	8.9 (R元年度)	10.0 (※1) (R2年度)
男女生き生き企業認定企業数	企業数	—	92 (R2.9.30現在)	100 (R2年度末)
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進				
県の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	30.8 (H27.4.1)	37.5 (R2.4.1)	40.0 (R3.4.1)
市町の審議会等委員に占める女性の割合 ※法令必置＋法令任意＋条例設置	%	27.4 (H27.4.1)	29.1 (R2.4.1)	35.0 (R3.4.1)
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 策定中小企業数	企業数	—	297 (R2.3.31)	400 (※2) (R2年度末)
とちぎ女性活躍応援団の登録企業等数	企業数	—	1,090 (R2.9.30現在)	1,000 (R2年度末)
基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶				
DV防止計画を策定している市町の割合	%	32.0 (H27年度末)	92.0 (R元年度末)	60.0 (R2年度末)
①子宮頸がん検診受診率 (20歳から69歳) ②乳がん検診受診率(全方式) (40歳から69歳)	%	①43.3 ②49.3 (H25年)	①45.9 ②54.7 (H30年)	①60.0以上 ②60.0以上 (R元年)

(※1) 計画策定当初目標値は8.0% (令和2(2020)年4月見直し)

(※2) 計画策定当初の目標値は60社 (平成30(2018)年12月見直し)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の視点

条例では、「男女共同参画」の定義を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共同で責任を担うこと」としています。県は男女共同参画を実現するため、次の3つの考え方を基本として5期計画を推進します。

(1) 男女共同参画推進に向けた意識変革

これまで、男女共同参画を推進するため、法律や各種制度等が整備されてきましたが、男女共同参画社会が実現されるまでには至っていません。その原因の一つとして、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が挙げられます。男女ともに意識を変革し、女性が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画し共同で責任を担うことで、女性のみならず、男性の暮らし方や生き方の選択肢も広がり、より豊かで活気あふれたものとなります。

男女共同参画社会の実現のためには、性別による違いを画一的に捉えるのではなく、人は皆平等であり、個人として尊重されなければならないという基本的な理念を深く理解することが最も重要です。

(2) 男女がともにあらゆる分野の活動に参加する機会の確保

本県では、少子高齢化の進行や人口減少により、政治・経済活動や地域活動の担い手不足が懸念されています。また、感染症の発生や頻発する自然災害への備え、急速に進展する科学技術の進歩にも迅速に対応していく必要があります。このような中で、男女が等しく政治・経済、地域社会、教育・学術研究などあらゆる分野の政策・方針決定過程やその実現のための取組に参画し、多様な視点が確保されることで、迅速かつきめ細かに社会情勢の変化に対応することができ、全ての人が暮らしやすい持続可能な社会づくりにつながります。

また、人生100年時代が目前となる中で、あらゆる分野の活動に参画する機会があるということは、個人が性別や年齢にとらわれることなくライフステージに応じて自らの意思で多様な生き方を選択し、能力を十分に発揮しながら豊かな人生を送ることにつながります。

(3) 性に関するあらゆる暴力の根絶と様々な困難を抱える女性への支援

誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会があってこそ、人は能力を発揮することができます。性犯罪・性暴力、DV、セクシュアルハラスメントなどの暴力、売買春などの性の商品化は、人としての尊厳を著しく踏みにじる行為であり、重大な人権侵害です。暴力によって心身に大きな苦しみを受けるだけでなく、長年にわたって深い傷跡を残すことがあり、その根絶は喫緊の課題です。性的指向・性自認を含め、男女の性の尊重に関する正しい理解を促進し、社会全体であらゆる暴力を許さないという気運を高めることが重要です。

また、女性は男性よりも経済的に不安定な立場に置かれることが多いため、貧困などの生活上の困難に陥りやすく、さらには身体的・精神的な困難を複合的に抱えていても顕在化しにくい場合があります。個々に抱える課題に対して、関係機関が連携して切れ目のない支援を行うことが重要です。

2 計画の目標

本計画では、次の目標の達成に向けて、3つの施策の柱の下、男女共同参画を推進していきます。

男女共同参画社会の実現 ～男女が共に輝く“とちぎ”づくり～

施策の柱Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり

施策の柱Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の柱Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

3 計画の目指す男女共同参画社会のすがた

本計画を推進することにより、次のような社会の実現を目指します。

家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、一人ひとりの人権が尊重され

年齢に関係なく、それぞれに個性・能力が発揮でき

互いに責任を分かち合い、協力し、支え合う

心豊かに、希望を持って、いきいきと暮らせる社会

家庭では

一人ひとりの人権が尊重され、家族全員が協力しながら、家事・子育て・介護などに積極的に関わり、喜びも責任も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。

地域では

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく慣行やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や人権が尊重され、自治会・防災組織・PTA等地域に根ざした組織・団体における様々な活動の企画や方針決定に参画し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。

職場では

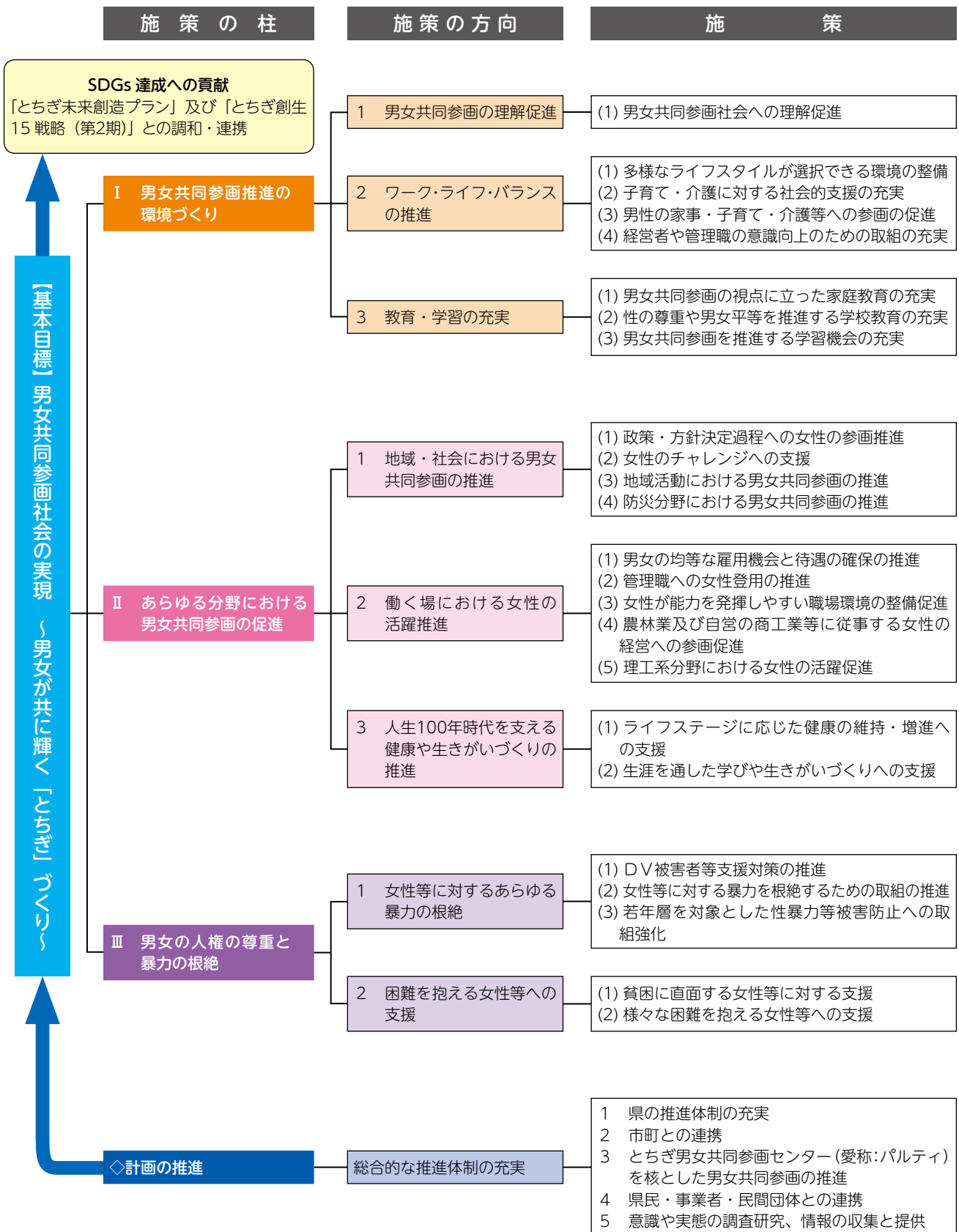
採用・配置・昇進・賃金などにおいて、男女間格差が解消され、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個性・能力・意欲を十分に発揮しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現により、男女が共に働きやすい職場環境の中で、ゆとりと充実感をもっていきいきと働いています。

学校では

児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、自分の生き方を社会との関わりの中で考えるような教育が進められ、進学や就職に際しては、個人の意志と適性が尊重された進路選択がなされています。

4 計画の体系

本計画では、3つの「施策の柱」と8つの「施策の方向」に基づき各種施策に取り組みます。



第4章 施策の展開

施策の柱Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向1 男女共同参画の理解促進

◆ 現状と課題

男女が互いに尊重し合い、共に支え合い、責任を分かち合いながら、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができるようにするためには、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要ですが、これらの意識は長年にわたって形成されてきたものであり、依然として家庭生活や地域社会、職業生活などに根強く残っています。

固定的な性別役割分担意識などを早急に解消し、男女共同参画社会の理念が県民に深く浸透するよう、あらゆる機会を活用して意識啓発を行う必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策1－(1)

男女共同参画社会への理解促進

- 「男女共同参画週間」（6月23日～29日）をはじめ、「男女雇用機会均等月間」（6月）、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～11月25日）、「栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間」（8月）及び同週間（12月4日～12月10日）などを利用して県民への広報を行います。
- テレビ、ラジオ、広報誌、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのメディアの活用やホームページの充実など、多様な媒体により効果的に啓発を行うとともに、各種研修会や出前講座の開催など、広く県民に向けた啓発活動を展開します。
- 苦情等処理制度を活用し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等についての県民からの苦情や意見等に適切に対応します。
- 男女共同参画社会の形成を促進するために、県民に最も身近な市町の計画策定を支援するとともに、県民が活動を展開する上で役立つ情報を収集し、積極的に提供します。

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

◆ 現状と課題

全ての人が、多様な働き方・生き方を選択できるようにするためには、仕事中心の生活を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図ることが重要であることから、これまで様々な取組が行われてきました。

しかしながら、未だ長時間労働の解消には至っておらず、引き続き社会全体で労働時間の短縮や、働きやすい環境の整備に取り組む必要があります。また、家事・育児・介護などの無償労働は固定的な性別役割分

担意識や長時間労働を背景に女性に著しく偏っています。女性活躍のためには経営者や管理職、男性の意識啓発を進め、男性も主体的に家事・育児・介護等へ参画するよう働きかけていく必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策 2 - (1)

多様なライフスタイルが選択できる環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、「家庭の日」を通じて、家庭・職場・地域において、家族がふれあい、絆が深められるよう意識の醸成に努めます。
- 誰もが多様で柔軟な働き方や暮らし方が選択・実現できる社会を目指すため、仕事と家庭の両立支援等を進めるための講座・イベントの開催及び情報提供を行います。
- 高齢化の進展の中で、介護休業制度の規定がある企業を増やすとともに、制度が利用できる環境づくりを促進します。
- 各人がそれぞれ選択したライフプランにおいて、その能力を十分に発揮することができるよう、子育て・介護等により離職した女性等の再就職や起業・創業の支援など、多様な就業環境の整備に努めます。

○ 施策 2 - (2)

子育て・介護に対する社会的支援の充実

- 待機児童の解消を図り、未就学の子どもを持つ保護者のニーズに応えるため、多様な働き方に対応できる幼児期の教育・保育サービスを充実させ、仕事と子育ての両立のための基盤整備を進めます。
- ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を図るため、市町に対して支援します。
- 介護サービス供給基盤の整備や質の向上を図るとともに、地域で支え合う体制づくりを支援することにより、介護を社会全体で支える環境づくりを進めます。

○ 施策 2 - (3)

男性の家事・子育て・介護等への参画の促進

- 長時間労働の抑制、育児休暇・休業の取得等働き方の見直しやライフスタイルに応じた多様な働き方の意識啓発を行うなど、男性に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識を払拭するため、男性の家事や子育て、介護などへの参画を進めるための講座やイベント等を開催します。
- 子育てに関する父親の役割等を示した「父子手帳」を活用し、子育てへの父親の主体的な関与を促進します。

○ 施策 2 - (4)

経営者や管理職の意識向上のための取組の充実

- 仕事優先の組織風土や働き方の見直しを進めるため、経営者及び管理職に対し、「仕事と家庭の両立に

関するメールマガジン」の配信や「仕事と家庭の両立応援宣言」の登録等により企業の意識啓発に努めます。

- 「イクボス宣言」等の先進的な取組事例の情報提供や研修会・講習会の開催を通して、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進します。
- 女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組む企業等を「男女生き生き企業」として認定・表彰することにより、県内における取組を促進します。
- 建設工事入札参加資格審査において、次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定や「男女生き生き企業」の認定の有無の状況をその評価に反映させることにより、企業内における仕事と家庭の両立や女性の活躍を支援するための職場環境等の整備を促進します。

施策の方向 3 教育・学習の充実

◆ 現状と課題

男女共同参画や性の尊重に関する意識は、幼少期から発達段階や年齢にあわせて醸成していく必要があり、家庭教育や学校教育の果たす役割は非常に大きいものがあります。

また、大人になってからも生涯学習として男女共同参画についての理解を深めるための学習をしていくことが大切であり、男女共同参画について、あらゆる世代の県民が学ぶことができる環境が必要です。

さらに、子どもたちが、性別にとらわれることなく、それぞれの個性、能力を最大限に発揮しながら社会生活を送ることができるよう、長期的な視点で自らの人生設計を行い、主体的に生き方を選択する力を育むことが重要です。

◆ 主な取組

○ 施策 3 - (1)

男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

- 家庭教育支援活動を自主的に行う専門的知識をもった指導者を養成することにより、男女共同参画の視点も含めた家庭教育に関する学習機会の提供を促進します。
- 家庭における男女共同参画を推進するための研修や情報提供を行います。
- 家族がふれあい、話し合うことで、絆が深まり、男女共同参画の意識が高まるよう、様々な啓発活動を展開し、「家庭の日」の一層の定着を図ります。

○ 施策 3 - (2)

性の尊重や男女平等を推進する学校教育の充実

- 生命尊重・人権尊重・男女平等の精神に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて生命の大切さを理解し、互いの性を尊重する教育等を行います。
- 思春期の子どもたち自らが心身の健康に関心を持ち、よりよい将来を送るため、健康の維持・増進に取り組めるよう、医療・保健・教育等多分野協働による健康教育や健康情報の提供等を行います。

- 学校等と連携し、性成熟期に向かう若者への妊娠・出産・子育て等に関する正しい知識の普及啓発や心身の健康づくりを支援します。
- 各教科や特別活動などの学校の教育活動全体を通じて、児童や生徒が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないように、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについての教育を行います。
- 性別による固定観念にとらわれない多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進や、ハローワーク等と連携しての職業意識の向上に努めます。
- 高等学校段階では、親・家庭・家族の意義や役割、地域社会等について、男女共同参画の視点も含めて主体的に学び、生き方を考える学習を推進します。

○ 施策3－(3) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

- とちぎ男女共同参画センターにおいて、男女共同参画に関する情報を幅広く提供するとともに、基礎的な内容から専門性の高い内容まで、段階に応じた多様な学習機会を提供します。
- とちぎ男女共同参画センターが地域や学校等のニーズに応じて出前講座を行うことにより、男女共同参画に関する正しい知識と理解を深めるための学習機会の充実を図ります。
- 市町や団体等が行う男女共同参画に関する講座やイベントなどについて、女性活躍応援専用サイト「とちぎウーマンナビ」等を活用し情報提供を行います。



【イクメン応援講座（夫婦で学ぶ産後ケア）】



【公開講座】



【パーティ とちぎ男女共同参画センター】

とちぎ男女共同参画センター（愛称：パーティ）は、男女共同参画社会の実現をめざす県民の皆さんの自主的・主体的活動を幅広く支援する施設として、平成8(1996)年4月にオープンしました。

当施設において、男女共同参画推進に関する講座やイベント等、様々な事業を実施しています。

施策の柱Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向 1 地域・社会における男女共同参画の推進

◆ 現状と課題

県では、女性の視点が政策・方針決定過程で反映されるよう女性のエンパワーメントを図ってきましたが、審議会等委員に占める女性の割合は4割を下回っている状況です。今後も引き続き、あらゆる分野において、政策・方針決定過程への参画と指導的地位にある女性の登用をさらに進めていく必要があります。

また、自治会やPTA、ボランティア等の地域活動などにおいては、役職者として女性の参画を一層進めることにより、それぞれの地域が抱える課題やニーズに対し、様々な視点からの課題解決が期待されます。

さらに、近年は大規模な自然災害が頻発しており、防災対策の面では、男女共同参画の視点を取り入れ、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された災害対応が求められています。このため、防災や復旧・復興等の全ての局面における意思決定過程に女性の参画を促進していく必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策 1 - (1)

政策・方針決定過程への女性の参画推進

- 県行政の幅広い分野や様々な立場で女性職員が活躍できるよう、女性職員を対象とした研修の開催等によるキャリア形成支援や、意欲と能力のある人材の管理職等への登用に取り組みます。
- 県における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、審議会等への女性委員の登用を推進します。また、市町の審議会等においても、女性委員の登用拡大が進むよう、人材情報の提供等の支援を行います。
- 女性農業士及び各女性組織などの取組を支援し、農業委員、農協役員、商工団体役員などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。
- 女性を対象としたリーダー養成研修等を充実させ、政策・方針決定過程に参画できる知識と実践力を持った人材を育成します。
- 企業や団体等においても、方針決定の場への女性参画が進むよう、管理職を目指す女性のキャリア支援等を行います。

○ 施策 1 - (2)

女性のチャレンジへの支援

- 子育てや介護等によりいったん仕事を中断した女性の再就職や起業を支援するため、情報提供や相談、講座の実施等を行います。
- 家事や子育てなどの経験を活かし、地域活動などを希望する女性を応援するため、とちぎ男女共同参画センターにおいて、各種情報提供や講座を実施します。
- 女性のエンパワーメントを推進し、活躍の場を広げるため、各種講座や研修等の実施によりキャリアアップを支援するとともに、女性人材の交流やネットワークづくり、女性グループの育成を支援します。

○ 施策1 - (3)

地域活動における男女共同参画の推進

- 自治会やPTA等の地域活動に男女が共に参画し、代表者や主要な役員への女性の就任を促進するため、地域の女性人材の育成を図ります。
- 地域において男女共同参画の推進を担う男女共同参画地域推進員のスキルアップを図るための講座の実施や活動情報の提供等の支援を行います。
- 男女共同参画に係る取組を行うNPOやボランティア等の地域活動を促進するため、セミナーの開催や専門家派遣等により、団体の活動基盤の強化を図るとともに、社会貢献活動に関する情報提供や各団体との連携、ネットワーク化を推進します。

○ 施策1 - (4)

防災分野における男女共同参画の推進

- 防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に努めるとともに、自主防災組織などでリーダーとして活動する女性が増加するよう研修を実施します。
- 女性消防団員の加入促進を図るとともに、女性防火クラブ間の情報交換や相互交流を促進します。
- 男女共同参画の視点を生かして避難所の運営等が行われるよう、平常時から市町等と情報交換を行うとともに、広く県民や防災関係団体に「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の周知を行います。
- 災害発生時に安全・安心な避難生活が確保されるよう、性暴力やDVなどの防止活動を行います。

施策の方向2 働く場における女性の活躍推進

◆ 現状と課題

女性の働き方については、出産・子育て期に女性の就業率が低下するM字カーブは改善傾向にありますが、20～24歳代をピークに正規雇用率が下がり続けるL字カーブという新たな課題が生じています。また、管理的職業従事者における女性の占める割合が低い状況にあります。

このため、女性が能力を発揮して働くことができ、かつ、多様で柔軟な働き方が可能となる就労環境の整備に向け取り組むとともに、男女雇用機会均等法に基づき、個々の職場において、性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等を根絶し、女性も男性も働きやすい職場環境づくりを推進していく必要があります。

また、農林業や自営商工業等においても、女性は重要な担い手であることから、経営上の意思決定への参画や新たなビジネスモデルづくりを促進するとともに、就労環境改善への取組を一層推進することが必要です。

さらに、AIやIoTなどの未来技術が進歩する中、女性の視点を取り入れることで製品やサービス等の質の向上が見込まれるとともに、その活用により多様な働き方の実現や女性が活躍できる職域の拡大が期待されることから、科学技術分野における女性研究者や技術開発者の活躍の促進に向けて取り組む必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策 2 - (1)

男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

- 事業主、経営者及び労働者を対象とした講座や様々な広報媒体により、男女雇用機会均等法の趣旨や男女の均等な待遇確保等について、一層の理解を深め定着を促進します。
- 労働相談の実施や労使双方への適切な助言等により、性別を理由とする差別的取扱いを受けず、継続就労ができる職場環境づくりを促進します。

○ 施策 2 - (2)

管理職への女性登用の推進

- 管理職への女性登用等、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業等を「男女生き生き企業」として認定・表彰するとともに、優良事例の情報発信を行います。
- 女性管理職比率の向上等、各事業所における女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業の支援を行います。
- 女性社員自身のキャリアアップ及び女性のキャリア形成を支援します。

○ 施策 2 - (3)

女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

- 「とちぎ女性活躍応援団」を中心として、官民連携によるオール栃木体制であらゆる場面において女性が活躍しやすい環境の整備に取り組みます。
- 職場における、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく男性中心型労働慣行の解消に向け、講座やセミナーの開催等を通じ、気運の醸成を図ります。
- 建設業における女性の活躍を促すため、女性技術者の意見を反映した工事現場の環境整備等に取り組みます。
- セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等を防止し、男女とも働きやすい職場環境が整うよう、労働相談の実施や、労使双方に対し適切な助言をするとともに、様々な広報媒体による啓発を行います。
- 多様で柔軟な働き方を実現できるよう、職場だけでなく、外出先や自宅等场所にとらわれない就業を可能とするテレワークの普及を図ります。

○ 施策 2 - (4)

農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進

- 農林業及び自営の商工業等において、女性が活躍できるよう、男女共同参画についての啓発を行います。
- 農家における家族経営協定締結を推進し、女性の経営参画や働きやすい環境づくりを促進します。
- 女性の新規就農者数を増やすため、研修会や情報交換会を開催するとともに、若い女性も取り組むこ

とができるアグリビジネスモデルづくりを支援し、その事例を広く情報発信します。

■農村女性組織や商工会、商工会議所女性会の活動を支援します。

○ 施策2 – (5)

理工系分野における女性の活躍促進

■県内に立地する企業等において女性研究者・技術開発者が能力を発揮できるよう、キャリア形成の支援を行います。

■女性研究者・技術開発者の増加を図るため、県内の企業等における女性活躍に関する情報提供の場を設けるとともに、中学生・高校生の段階から理工系の進路に興味を持つよう理解促進の場を設けます。

施策の方向3 人生100年時代を支える健康や生きがいづくりの推進

◆ 現状と課題

女性は、女性ホルモン等の影響により、心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化すること、男性は、精神面で孤立しやすく、また、長時間労働によりワーク・ライフ・バランスがとりにくい状況を要因とする疾病に罹患しやすいなど、男女の性差と各人に応じた健康増進への支援が求められます。

一方で、本県の平均寿命と健康寿命は男女ともに伸びており、全ての人がそれぞれのライフステージにおいて、その時々希望する働き方、学び方、生き方を実現するために、生涯学習の機会を提供していくことが重要です。

◆ 主な取組

○ 施策3 – (1)

ライフステージに応じた健康の維持・増進への支援

■性差に応じた健康の保持のため、骨粗鬆症検査及びがん検診や精密検査の重要性と効果について、啓発を行います。

■女性特有のがん検診の重要性について、ピンクリボン運動などを通じて啓発を行います。

■妊娠中の健康管理やハイリスク妊婦の早期発見等のため、市町と連携して妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を促進します。

■不妊で悩む人を支援するため、治療費の一部助成や不妊専門相談センターにおける相談等を行うとともに、妊娠や不妊治療等に関する正しい知識の普及啓発を行います。

■性差に応じた身体的な健康やこころの健康を維持するため、とちぎ男女共同参画センターで女性のための健康相談や男性のための電話相談を行います。

■薬物乱用や、喫煙、過度の飲酒について正しい知識の普及啓発と問題解決のための相談等を行います。

■エイズなどの性感染症を予防するための啓発や相談事業を行うほか、早期発見を目的とした検査を行います。

■スポーツを通じた女性の健康づくりを促進するため、女性がスポーツに参加しやすい環境づくりに努めます。

○ 施策3 - (2)
生涯を通じた学びや生きがいづくりへの支援

■高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かし、自己実現が図られるよう、多様な社会活動への参加や就業機会の確保、学習機会の提供に努めます。

■全ての人が生涯にわたって生き生きと充実した生活を送り、活躍ができるよう、ライフステージに応じた多様な学習機会の提供に努めます。

■それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて、自らが希望する社会貢献活動に参加できるよう、地域団体やNPOと連携しながらコーディネートや情報提供等を行います。



【とちぎウーマン応援塾】



【キャリア・マネジメント講座】



【パルティ防災フォーラム】

施策の柱Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向 1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

◆ 現状と課題

相手の人権を侵害し、恐怖と不安を与える性犯罪・性暴力、DV、ストーカー行為などの暴力は、いかなる場合においても許される行為ではありません。

特に被害者は女性に多く、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差など、今日の社会において男女が置かれている状況に根ざした、いわゆる男性優位の社会構造や意識の問題があります。

近年、SNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力、性犯罪・売買春・人身取引等の暴力の多様化や、幅広い世代が被害者となっており、こうした状況への対応も求められています。

これらの暴力によるPTSD（Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害）は、その後の被害者の日常生活に長く重大な影響を及ぼします。特にDV被害者の子どもは、DVの目撃体験のみならず、加害者から虐待を受けているケースも少なくなく、その影響は深刻です。このため、DV被害者等の相談・支援においては、それぞれのケースに応じて様々な機能を持った関係機関や民間団体などが連携して対応することが求められています。

また、暴力を受けた後、相談・支援を受ける過程における二次被害を防止するため、DV被害者等の相談・支援に関わる機関は、DVに関する知識だけでなく、被害者の心理やその置かれている状況についても十分に理解した上で適切に対応することが求められています。

◆ 主な取組

○ 施策1－(1)

DV被害者等支援対策の推進

- 福祉事務所、警察等の関係機関と連携を図りながら、DV被害者等の一時保護や自立支援、売買春に関する女性の保護や再発防止対策、人身取引（トラフィッキング）の被害者支援の取組を行います。
- とちぎ男女共同参画センターにおける相談体制の充実を図るとともに、市町におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を促進します。
- DV被害者等に対してきめ細かな相談支援を行うほか、関係機関や民間団体とのネットワーク強化、関係職員の研修の充実に取り組みます。
- DV被害者等が孤立せず、安心して生活できるよう、DV被害者等を支援する関係機関・団体と連携し、各種情報提供や被害者の状況に応じた支援活動に努めます。
- 早期に相談支援へとつながるよう、民生委員・児童委員や福祉・医療機関等にリーフレットを配布するなど、DVに関する知識や支援制度についての周知を図ります。
- DVと児童虐待の関連性から、県及び市のDV担当部署と警察や児童相談所、要保護児童対策地域協議会などの関係機関間の連携を図ります。
- 県営住宅において、DV被害者等に対する優先入居と、緊急かつ一時的な住宅の確保について配慮を行います。

- 性犯罪・性暴力被害者が被害直後から安心して適切な支援が受けられるよう、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール）を中心に、関係機関・団体等と連携し、被害者のニーズに応じた支援を行います。また、被害者の心情に配慮した事情聴取の実施など、被害者の二次被害の防止等に努めます。
- 危険性等の高いDV・ストーカー被害者等に対し、携帯型緊急通報装置を貸し出すほか、公的施設や親類・知人宅等に避難することが困難な場合の一時避難に要する費用を負担するなど、被害防止と被害者の安全確保に努めます。

○ 施策1－(2)

女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進

- 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間を中心に、リーフレットやパープルリボンの配布、女性への暴力を考える講演会の開催などの啓発を行います。
- 地域においてDVの防止や早期発見、被害者支援に関する普及啓発を行うDV被害者等地域支援サポーターのスキルアップを図るための講座の実施や活動情報の提供等の支援を行います。
- 有害図書類等の指定や書店への立入調査・指導等により、性の商品化や暴力を助長するような環境の排除に向けた取組を行います。

○ 施策1－(3)

若年層を対象とした性暴力等被害防止への取組強化

- 教育委員会と連携し、教職員を対象としたデートDVや性暴力に関する研修会を開催し、積極的な参加を促進します。
- 学校において、学生や生徒を対象に、デートDVやアダルトビデオ出演強要・JKビジネス問題等に関する出前講座やリーフレットの配布等を行うことにより、性暴力等の被害者や加害者を生まないための啓発を推進します。
- 若年層に対し、スマートフォンなどの正しい使い方やインターネットのルールやマナーなどについてネットリテラシー教育の充実を図ります。

施策の方向2 困難を抱える女性等への支援

◆ 現状と課題

女性は、社会的・経済的な格差を背景に、男性よりも貧困等の生活上の困難に陥りやすい立場にあります。とりわけ、ひとり親家庭では複合的な生活上の困難に直面しやすく、貧困の連鎖が問題となっています。貧困等の影響が子の教育格差につながることもあるため、ひとり親の就労環境を支援するだけでなく、学ぶ意欲のある子どもが教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし夢や希望が持てるようにするため、教育費負担の軽減や学習機会の提供に努める必要があります。

また、ひとり親家庭だけでなく、若年女性や高齢女性、障害のある女性、外国人女性、不登校やひきこもりなど社会生活を営む上での困難を抱える女性など、個々の生き方に沿ったきめ細かな切れ目のない支援

が必要となっています。

さらには、性的指向・性自認を理由として困難な状況に置かれている人々についての正しい理解を促進し、性の多様性を認め合う意識の醸成を図る必要があります。

◆ 主な取組

○ 施策2－(1)

貧困に直面する女性等に対する支援

- 生活困窮者自立支援法に基づく包括的な支援や、ハローワークと福祉事務所等のチームによる就労支援に加え、関係機関や民間団体とのネットワークにより、女性等のそれぞれの状況に応じたきめ細かな自立支援を行います。
- ひとり親家庭等の自立を支援するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給等による経済的支援を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター等において就業支援を行います。
- 家庭の経済状況等により学力の低下や進学意欲の差が生じないように、保健福祉部門と教育委員会、学校等との連携を図りながら、生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援や教育費に係る経済的支援を行います。

○ 施策2－(2)

様々な困難を抱える女性等への支援

- 高齢者、障害者、外国人等であることに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に直面している場合があることに留意し、相談体制の充実等に努めます。
- 障害者の能力や特性に合った職場実習の実施を推進するとともに、障害者の就労を進めるため、受入企業を支援し、職場実習の機会の確保に努めます。
- 不登校やひきこもり等により困難な状況にある方が、安心して社会生活を送れるよう、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（愛称：ポラリス☆とちぎ）や関係機関における相談をはじめ、家族支援セミナー、社会参加や交流機会の提供、就労体験事業などを実施します。
- 性の多様性を認め合う意識の醸成を図るため、講座・セミナーなどの実施により、人権教育・啓発を推進するとともに、性的マイノリティの方々等への相談支援の充実に努めます。
- 教職員を対象に、性の多様性についての理解を深めるための研修を実施し、児童生徒に対するきめ細かな対応に努めます。



【パープルリボン】

女性に対する暴力根絶のシンボルマークです。
子どもや女性に対する暴力被害者にとって、世界をより安全なものとするを目的としたパープルリボン運動が、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で始められたといわれています。

目標設定指標一覧

プランに基づく取組を計画的かつ効果的に実施するため、3つの施策の柱について、成果指標を設定し、毎年度の取組の効果を検証します。

目標設定指標の項目は、計画の着実な推進と実効性のあるフォローアップを行う観点から、特に点検・評価が必要なものとしました。

なお、計画期間中に目標値に達した場合は、見直しを行います。また、県の他の関連計画に掲げられた指標を用いているものについては、当該計画の見直しがされた場合は、本計画も見直し後の指標に修正します。

I 男女共同参画推進の環境づくり

項目	単位	基準値	R7(2025)年度 目標値	所管課等
1 固定的な性別役割分担意識「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合 ※1	%	R2(2020)年度 24.9	R7(2025)年度 20.0	人権・青少年男女参画課
2 男性の育児休業取得率 ※2,※3	%	R元(2019)年 8.9 ※3	R7(2025)年 17.0 ※3	労働政策課 〔栃木県女性活躍推進計画(第2期)指標〕
3 男女生き生き企業認定企業数 ※4	社	R元(2019)年度末 36	R7(2025)年度末 250	人権・青少年男女参画課

※1 栃木県政世論調査

※2 栃木県労働環境調査（常用労働者10人以上の企業が対象）

※3 記載年に実施した調査により把握した当該調査前年の男性社員の育児休業取得率

※4 女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組む企業等として県の認定を受けた企業等の記載年度末時点の数

II あらゆる分野における男女共同参画の促進

項目	単位	基準値	R7(2025)年度 目標値	所管課等
1 県の審議会等委員に占める女性の割合 ※5	%	R2(2020).4.1 37.5	R8(2026).4.1 40.0	行政改革ICT推進課 人権・青少年男女参画課
2 市町の審議会等委員に占める女性の割合 ※5	%	R2(2020).4.1 29.1	R8(2026).4.1 35.0	人権・青少年男女参画課
3 とちぎ女性活躍応援団の登録企業等数 ※6	社	R元(2019)年度末 926	R7(2025)年度末 1,400	人権・青少年男女参画課
4 ①子宮頸がん検診受診率(20歳～69歳) ②乳がん検診受診率(40歳～69歳)(全方式の合計) ※7	%	R元(2019)年度 ①45.9 ②54.7 ※8	R7(2025)年度 ①60.0 ②60.0 ※8	健康増進課 〔栃木県がん対策推進計画(3期計画)指標〕

※5 地方自治法第202条の3第1項に基づき設置されている審議会等（法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等（附属機関））における女性の割合

※6 女性活躍に向けてオール栃木体制で取り組む「とちぎ女性活躍応援団」の趣旨に賛同し登録した企業・団体の記載年度末時点の数

※7 市町が実施している子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率

※8 記載年度に実施した調査により把握した当該調査前年度の受診率

III 男女の人権の尊重と暴力の根絶

項目	単位	基準値	R7(2025)年度 目標値	所管課等
1 DV・性暴力等被害防止のための講座を実施した高等学校数 ※9	校	R元(2019)年度末 8	R7(2025)年度末 50 ※10	人権・青少年男女参画課
2 母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者のうち就職等の実績（※11）があった者の割合	%	R元(2019)年度末 27.7	R7(2025)年度末 46.0	こども政策課 〔とちぎ子ども・子育て支援プラン(2期計画)指標〕

※9 県が講座を実施（委託を含む）した高等学校等の数

R2(2020)年5月1日現在の県内の高等学校（全日制・定時制・通信制）及び中等教育学校数は77校

※10 R3(2021)年度からR7(2025)年度までの間に実施した学校数の累計

※11 受講年度及び翌年度における就職、スキルアップによる正規雇用や昇給等の実績

計画の推進 総合的な推進体制の充実

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくため、県、市町、県民、事業者、民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、オール栃木体制で、互いに連携・協力しながら取組を展開していきます。

1 県の推進体制の充実

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、「男女共同参画推進本部」を中心として、庁内関係部局が緊密な連携を図るとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるように努めます。

- 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画の推進に向けて総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、関係各課と連携を図ります。
- 計画の進捗状況を毎年とりまとめ、分析・評価するとともに、必要に応じて、施策の改善・見直しを図ります。
- 県が率先して、男女共同参画社会にふさわしい職場づくりと女性の活躍推進に取り組みます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、県民の皆さんからの意見や提案などに対して適切に対応し、施策に生かしていきます。

2 市町との連携

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町と協働するとともに、情報提供などの支援を行います。

- 県民に身近な市町において、条例及び計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的に行われるよう支援します。
- 情報の共有を図るための会議等の開催や、市町の担当職員等を対象とした研修会を開催します。
- 地域における男女共同参画を推進する人材の育成・確保など、市町が円滑に事業展開できるよう支援を行います。
- とちぎ男女共同参画センターを中心に市町と連携して、DV被害者等の支援を行います。

3 とちぎ男女共同参画センター（愛称：パルティ）を核とした男女共同参画の推進

男女共同参画推進の多様な活動の拠点施設として機能の充実を図ります。

- 県民ニーズの把握に努め、幅広い参加が得られるよう、多様な研修や講座等を実施するなど総合的な推進を図ります。
- 男女共同参画に取り組むNPO、団体、グループとの協働を進めるなど、活動を支援するとともに、交流機会や場の提供などネットワークづくりを支援します。
- 地域における男女共同参画の取組が一層展開されるよう、国、市町及び関係機関との連携を強化します。
- 男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所運営等、様々な分野において積極的な情報提供等に努めます。

4 県民・事業者・民間団体との連携

県民、事業者、民間団体の主体的な取組を支援するとともに、それぞれの主体と連携・協働しながら、あらゆる分野における男女共同参画の実現を促進します。

5 意識や実態の調査研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供をします。

- 男女共同参画に関する県民の意識や実態を定期的に調査します。
- 各種広報媒体を活用した広報や、啓発資料の作成により、男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 国、都道府県、市町、企業、団体等の情報を収集、整理し、県民等に提供します。

担当課室一覧

施策の柱Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向	施策	主な担当課室
1 男女共同参画の理解促進	1-(1) 男女共同参画社会への理解促進	人権・青少年男女参画課、こども政策課
	2-(1) 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備	地域振興課、人権・青少年男女参画課、こども政策課、経営支援課、労働政策課
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	2-(2) 子育て・介護に対する社会的支援の充実	医療政策課、高齢対策課、こども政策課、生涯学習課(教委)
	2-(3) 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進	人権・青少年男女参画課、こども政策課、労働政策課
	2-(4) 経営者や管理職の意識向上のための取組の充実	人権・青少年男女参画課、労働政策課、監理課
	3-(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	人権・青少年男女参画課、生涯学習課(教委)
3 教育・学習の充実	3-(2) 性の尊重や男女平等を推進する学校教育の充実	こども政策課、総務課(教委)、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、生涯学習課(教委)
	3-(3) 男女共同参画を推進する学習機会の充実	人権・青少年男女参画課

施策の柱Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向	施策	主な担当課室
1 地域・社会における男女共同参画の推進	1-(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	市町村課、人事課、行政改革ICT推進課、人権・青少年男女参画課、経営支援課、農政課、経済流通課、経営技術課、総務課(教委)、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、人事委員会事務局、警務課(警察本部)
	1-(2) 女性のチャレンジへの支援	人権・青少年男女参画課、医療政策課、経営支援課、労働政策課
	1-(3) 地域活動における男女共同参画の推進	地域振興課、県民文化課、人権・青少年男女参画課、生涯学習課(教委)
	1-(4) 防災分野における男女共同参画の推進	危機管理課、消防防災課、人権・青少年男女参画課
2 働く場における女性の活躍推進	2-(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進	労働政策課
	2-(2) 管理職への女性登用の推進	人権・青少年男女参画課、労働政策課
	2-(3) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進	人事課、人権・青少年男女参画課、労働政策課、監理課、技術管理課
	2-(4) 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進	林業木材産業課、経営支援課、経営技術課
	2-(5) 理工系分野における女性の活躍促進	人権・青少年男女参画課、産業政策課、工業振興課
3 人生100年時代を支える健康や生きがいづくりの推進	3-(1) ライフステージに応じた健康の維持・増進への支援	人権・青少年男女参画課、医療政策課、高齢対策課、健康増進課、こども政策課、薬務課、スポーツ振興課(教委)
	3-(2) 生涯を通じた学びや生きがいづくりへの支援	県民文化課、人権・青少年男女参画課、高齢対策課、生涯学習課(教委)

施策の柱Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向	施策	主な担当課室
1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	1-(1) DV被害者等支援対策の推進	くらし安全安心課、人権・青少年男女参画課、保健福祉課、医療政策課、こども政策課、住宅課、県民広報相談課(警察本部)、人身安全少年課(警察本部)、捜査第一課(警察本部)
	1-(2) 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進	人権・青少年男女参画課、生活環境課(警察本部)
	1-(3) 若年層を対象とした性暴力等被害防止への取組強化	くらし安全安心課、人権・青少年男女参画課、総務課(教委)、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、特別支援教育室(教委)
2 困難を抱える女性等への支援	2-(1) 貧困に直面する女性等に対する支援	保健福祉課、こども政策課、住宅課、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、生涯学習課(教委)
	2-(2) 様々な困難を抱える女性等への支援	人権・青少年男女参画課、高齢対策課、障害福祉課、こども政策課、国際課、労働政策課、総務課(教委)、義務教育課(教委)、高校教育課(教委)、生涯学習課(教委)

参 考 資 料

1 とちぎ男女共同参画プラン（5期計画）策定の経緯

令和2(2020)年

7月29日	栃木県男女共同参画審議会	プラン骨子案審議
11月4日	栃木県男女共同参画審議会	プラン素案審議
11月26日～12月25日	パブリック・コメント（県民意見の募集）	

令和3(2021)年

1月（書面開催）	栃木県男女共同参画審議会	プラン最終案審議
2月16日	栃木県男女共同参画推進本部	審議・決定

2 栃木県男女共同参画審議会委員名簿（令和3(2021)年2月現在）

※50音順、敬称略

区分	氏名	役職等
会長	内 貴 滋	帝京大学経済学部教授
副会長	梅 澤 啓 子	栃木県女性団体連絡協議会会長
委員	荒 井 俊 夫	栃木県人権擁護委員連合会男女共同参画委員会委員
	石 渡 久 恵	栃木県保育協議会理事
	磯 雅 史	大田原市総合政策部政策推進課長
	上 原 秀 一	宇都宮大学教育学部准教授
	音 頭 玲 子	栃木県女性校長教頭会会長
	鎌 田 淑 江	公募委員
	黒 田 葉 子	元県労働委員会事務局長
	小 坂 誉	弁護士
	下 平 佳 子	厚生労働省栃木労働局雇用環境・均等室長
	滝 田 純 子	栃木県医師会常任理事
	滝 田 勇 人	栃木県老人福祉施設協議会理事
	手 塚 敏 子	栃木県女性農業士会会長
	丹 羽 章 泰	栃木県商工会議所連合会専務理事
	沼 子 直 美	日本労働組合総連合会栃木県連合会副事務局長
	保 母 欽一郎	栃木県議会議員
矢 倉 亜希子	日本放送協会宇都宮放送局放送部長	

3 用語解説

五十音	用語	説明
あ	アダルトビデオ(AV)出演強要・JKビジネス問題	本人の意に反してアダルトビデオへの出演を強要されたり、「JK」(女子高校生の略)などの児童を雇い、表向きには健全な営業を装いながら、実際には、性的なサービスを客に提供させたりする、若年層の女性が性的な暴力の被害に遭う問題をいう。
い	育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成4(1992)年4月に施行された法律。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められている。
	イクボス	部下や同僚の育児・介護等に配慮・理解のある上司のことをいう。
え	AI・IoT	AIとは、Artificial Intelligenceの略。人工知能。 IoTとは、Internet of Things(モノのインターネット)の略。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指す。
	SDGs(エスディージーズ)	「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、より良い世界を目指すために達成すべき17の大きな目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されたものをいう。
	M字カーブ	日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。
	L字カーブ	日本の女性の正規雇用労働者の比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代から30代でピークを迎えた後、低下を続け、アルファベットのL字のような形になることをいい、女性の働き方が正規雇用と非正規雇用(パートタイム)に二極化していることを表している。
	エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
	か	家族経営協定
家庭の日		本県では、家庭の教育力の向上を目指し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、主な県有施設の子ども料金の無料化や、市町有施設の優遇制度を実施している。
き	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(※)を促す教育のこと。 (※) キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。

五十音	用語	説明
け	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
こ	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
し	ジェンダー (gender)	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス /sex) があるが、一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」という。
	仕事と家庭の両立応援宣言	県内の企業や事業者が、「従業員の仕事と家庭の両立」及び「女性の活躍」を応援するためにこれから取り組もうとする内容を、県が「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言」として募集し、審査の上、登録する制度のこと。
	仕事と家庭の両立に関するメールマガジン	県が育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等の関係法令や、国・県等が主催するセミナー等について情報提供を行うため、平成 26 (2014) 年 4 月から「いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信」として県内の企業等向けに毎月発行しているメールマガジンのこと。
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
	児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画	企業が女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 実施しようとする女性活躍推進に関する取組内容と実施時期を定めるもの。常時雇用する労働者が 301 人以上 (法改正により令和 4 (2022) 年 4 月 1 日以降は 101 人以上) の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられている。
	女性に対する暴力をなくす運動	女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、国が平成 12 年度から実施しているもの。11 月 25 日 (国連で採択された「女性に対する暴力撤廃国際日」) を最終日とする 2 週間の運動期間において、全国の関係機関・団体等が連携して、普及啓発など様々な活動を実施している。
	女性農業士	模範的な農業経営及び農家生活を実践し、農村社会における男女共同参画や農村地域の活性化等を行う女性農業者で、県が認定している。
	女性防火クラブ	家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的として地域で活動している組織のこと。
	人身取引 (トラフィッキング)	犯罪組織や悪質なブローカーなどが、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や強制労働などの目的で搾取する犯罪のこと。

五十音	用語	説明
す	ストーカー	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対して、つきまといや待ち伏せ、押しかけ等を繰り返すこと。
せ	生活困窮者自立支援法	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27（2015）年 4 月に施行された法律。同法に基づき、福祉事務所設置自治体は、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための必要な措置を講ずる。
	性的指向・性自認	性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。 性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。
	性的マイノリティ	性的指向が同性や両性に向いている人、生物学的な性（からだの性）と性自認（こころの性）が一致しない人などをいう。「セクシャルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。
	（職場における）セクシュアルハラスメント	職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は労働者の意に反する性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じるなど、就業する上で看過できない程度の支障が生じることをいう。
た	待機児童	保育が必要である児童にもかかわらず、保育所や認定こども園等を利用できない状態にある児童のこと。
	男女生き生き企業認定・表彰制度	県で、平成 29（2017）年度から実施している、女性活躍の推進や働き方の見直しに積極的に取り組み、誰もがいきいきと働けることを目指している企業等を認定・表彰する制度のこと。
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和 61（1986）年 4 月から施行された法律のこと。同法では労働者の募集・採用、配置・昇進、一定範囲の福利厚生、職種・雇用形態の変更、定年・解雇などにおいて、性別を理由とする差別の禁止などが規定されている。
て	DV被害者等地域支援サポーター	県が実施した地域支援サポーター養成講座の修了者のうち、サポーターとして登録したボランティアのこと。サポーターは、地域におけるDVの防止と早期発見、DV被害者支援に関する普及啓発活動、及び県や市町等が実施する啓発活動やDV被害者等への支援の補助を行う役割を担っている。（平成 30（2018）年度から設置）
	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、経済的及び性的暴力等のこと。
	テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

五十音	用語	説明
と	とちぎウーマンナビ	女性の活躍を応援することを目的として県が運営するウェブサイトのことで、職場、家庭、地域などあらゆる場で女性の活躍が進み、男性も女性もいきいきと暮らせる社会の実現を目指すための様々なコンテンツを設けている。
	栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）	ひきこもり、ニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等及びその家族等からの相談全般を受け付け、適切な指導・助言などを行い、必要に応じて関係機関等へのつなぎ等を行う総合相談窓口。（平成 26（2014）年 10 月設置）
	栃木県男女共同参画施策苦情等処理制度	栃木県男女共同参画推進条例第 18 条に基づき、知事に提出された県の男女共同参画の推進に関する施策についての苦情や意見などを、栃木県男女共同参画審議会が公正、中立な立場で調査し、必要に応じて知事に意見を述べる制度のこと。
	栃木県男女共同参画地域推進員	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進と女性問題の課題解決を図るため、男女共同参画の推進の担い手として、地域において活動する、県で委嘱しているボランティアのこと。
	とちぎ子ども・子育て支援プラン（2 期計画）	平成 31（2019）年 1 月に施行した、とちぎの子ども・子育て支援条例の基本理念を踏まえ、県民一人ひとりが子ども・子育てに関する理解を深め、関係者の相互連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援する取組を進めるために県が策定した計画のこと。 （計画期間：令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）
	とちぎ女性活躍応援団	知事をトップに官民協働によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍を支援するために設立されたもので、産学官をはじめ、労働、医療・福祉、農林、建設・運輸、金融等、様々な分野の県域をカバーする 27 の団体や企業が設立・運営に携わり、趣旨に賛同して会員となった県内所在の企業・団体と一体となって応援団を構成している。
	とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）	性犯罪・性暴力被害にあわれた方を総合的に支援するための相談窓口。本県では、済生会宇都宮病院に設置している。 （平成 27（2015）年 7 月設置）
	とちぎ創生 15 戦略（第 2 期）	急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたり地域の活力を維持していくための目標や基本的方向を定めた計画のこと。 （計画期間：令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）
	とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン	本県の農業・農村における男女共同参画社会形成のための基本指針として施策の基本的な方向を明らかにしたもの。
と	とちぎ未来創造プラン	中長期的な展望のもと、とちぎの目指すべき将来像を描き、その実現に向け、基本的な考え方や目標を明らかにし、県が取り組む施策の進め方等を示した県政の基本指針のこと。 （計画期間：令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）
	ね	ネットリテラシー

五十音	用語	説明
の	農業委員	「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会である農業委員会の委員のこと。
は	パープルリボン運動	女性に対する暴力根絶運動のこと。女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の下に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、パープルをシンボルカラーとして布リボンやバッチなどによりパープルリボンを広めている。
	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）	一般的に配偶者や交際相手など親密な関係にある又はあった者からの暴力のことを指す。被害者のほとんどは女性であるが、男女問わず被害者となりうる。暴力の形態は、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さない等）など様々であり、家庭内で起こるため、外部からの発見が難しく、被害が深刻化しやすい特性がある。
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関のこと。令和3（2021）年3月現在、県と4市（宇都宮市、日光市、小山市、栃木市）に設置されている。
	（職場における）パワーハラスメント	職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいう。
ひ	PTSD（Post Traumatic Stress Disorder: 心的外傷後ストレス障害）	生死にかかわるような実際の危険にあたり、死傷の現場を目撃したりするなどの体験によって強い恐怖を感じ、それが記憶に残ったところの傷（トラウマ）となり、何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるという病気のこと。
	ピンクリボン運動	乳がんの正しい知識の普及と乳がん検診の受診促進などを目的とした啓発運動で、その象徴としてピンクリボンが用いられている。
ふ	ファミリー・サポート・センター	「児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）」と「児童の預かりの援助を行いたい人（提供会員）」からなる会員組織のことで市町が設置運営し、依頼会員と提供会員との連絡、調整などを行っている。
	父子手帳	父親の子育てへの積極的な参加を促進するため、妊娠・出産・子育てについて、母親の体調や精神状態に合わせたサポートの方法等、父親ならではの役割や総合的な情報を掲載しており、とちぎの子育て情報サイトにおいて公開している。
	不妊専門相談センター	産婦人科医師や助産師による一般的な不妊治療から生殖補助医療までの医学的情報の提供や、不妊に関する心の悩みなど、多様な相談に応じる機関のこと。本県では、とちぎ男女共同参画センターに設置している。
ほ	放課後児童クラブ	保護者が共働き等により昼間家庭にいない小学生の子どもたちに放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する安全・安心な居場所であり、児童クラブ、学童クラブ、学童保育、留守家庭児童会ともいう。設置場所は、学校の余裕教室や専用施設、児童館、公民館など、地域によって様々である。

五十音	用語	説明
ほ	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母、父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等まで、一貫した就業支援を実施するとともに、養育費の取決め等の専門相談を実施し、母子家庭の母等の自立を総合的に支援する。本県では、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（とちぎ男女共同参画センター内）へ委託して実施している。
	ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。 積極的改善措置の例として、管理職等への女性の登用のための目標の設定や、女性のロールモデルの育成や積極的な紹介等がある。
ま	(職場における) マタニティハラスメント	妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことをいう。 妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱いを受けることも含めた意味で使われる場合もある。
み	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。
む	無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にぎざみ込まれ、既成概念、固定観念となっていく。
よ	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適切な保護や支援を行うため、関係機関が情報交換や支援内容について協議を行うための場として市町村が設置するもので、平成 16 (2004) 年の児童福祉法の改正で法的に位置づけられた。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいう。

4 男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	栃木県
1945 (昭和 20)	・ 国際連合発足	・ 改正選挙法公布 (婦人参政権)	
1946 (昭和 21)	・ 国連婦人の地位委員会を設置	・ 初の婦人参政権行使 ・ 日本国憲法公布 (男女平等明文化) (47 年施行)	
1947 (昭和 22)		・ 改正民法公布 (家父長制廃止) (48 年施行)	
1948 (昭和 23)	・ 世界人権宣言採択	・ 優生保護法公布、施行	
1956 (昭和 31)		・ 売春防止法公布 (58 年施行)	
1961 (昭和 36)		・ 所得税法改正 (配偶者控除制度新設)	
1967 (昭和 42)	・ 婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (昭和 50)	・ 国際女性デーの制定 ・ 国際婦人年 ・ 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ・ 世界行動計画、メキシコ宣言採択	・ 「国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位向上を図る決議」採択 ・ 総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始	
1976 (昭和 51)	・ 国連婦人の十年 (~ 85 年)	・ 民法改正 (離婚復氏制度)	
1977 (昭和 52)		・ 国内行動計画策定 (S52 ~ 61) ・ 国立婦人教育会館開館	
1979 (昭和 54)	・ 女子差別撤廃条約採択		・ 企画部婦人青少年課設置 ・ 婦人行政連絡会議設置 ・ 栃木県婦人問題懇話会設置
1980 (昭和 55)	・ 国連婦人の十年中間年世界会議 (コペンハーゲン)	・ 民法・家事審判法の改正 (配偶者の相続分改正) (81 年施行) ・ 国連婦人の十年中間年全国会議	
1981 (昭和 56)	・ ILO 第 156 号条約 (家族的責任条約) 採択	・ 国内行動計画後期重点目標を決定	・ 「婦人のための栃木県計画」策定 (S56 ~ 60) ・ 上記計画に婦人総合センター (仮称) 整備が記載
1984 (昭和 59)		・ 国籍法、戸籍法改正 (父母両系平等主義の採用) (85 年施行) ・ パートタイム労働対策要綱制定	
1985 (昭和 59)	・ 国連婦人の十年の成果を検討し、評価するための世界会議 (ナイロビ) ・ 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	・ 国民年金法改正 (女性の年金権の確立) (86 年施行) ・ 男女雇用機会均等法公布 (86 年施行) ・ 女子差別撤廃条約の批准 (86 年発効) ・ 労働基準法改正 (女子保護規定の一部廃止、母子保護規定の拡充)	
1986 (昭和 61)			・ 「とちぎ新時代女性プラン」策定 (S61 ~ H2) ・ 上記プランに婦人総合センター (仮称) 整備が記載
1987 (昭和 62)		・ 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定 ・ 労働基準法改正 (週 40 時間制) ・ 所得税法改正 (配偶者特別控除制度新設)、施行	・ 第 1 回婦人のつどい開催

年	国連等	日本	栃木県
1988 (昭和63)			・栃木県婦人団体連絡協議会発足
1989 (平成元)	・児童の権利に関する条約採択	・新学習指導要領告示（高校家庭科男女必修） ・パートタイム労働指針告示	
1990 (平成2)	・ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択		
1991 (平成3)		・育児休業法公布（92年施行） ・西暦2000年に向けての新しい国内行動計画（第一次改定）	・「とちぎ新時代女性プラン（二期計画）」策定（H3～7） ・「婦人総合センター（仮称）基本構想」策定
1992 (平成4)	・環境と開発に関する国際会議（リオデジャネイロ）	・介護休業制度等に関するガイドラインの策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生	・「婦人総合センター（仮称）基本計画」策定
1993 (平成5)	・国連世界人権会議（ウィーン） ・ウィーン宣言及び行動計画採択 ・国連女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・中学校での家庭科の男女必修完全実施 ・パートタイム労働法公布、施行	
1994 (平成6)	・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する条約）採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議（カイロ）	・高等学校での家庭科の男女必修実施 ・内閣に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・児童の権利に関する条約批准	
1995 (平成7)	・第4回世界女性会議（北京）北京宣言及び行動綱領採択	・育児・介護休業法成立（介護休業制度を法制化しH11年度から実施） ・ILO156号（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する）条約批准	・財団法人とちぎ女性センター設立
1996 (平成8)		・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画2000年プラン策定	・「とちぎ新時代女性プラン（三期計画）」策定（H8～12） ・パルティとちぎ女性センター開館 ・女性青少年課に名称変更 ・栃木県男女共同参画推進本部設置
1997 (平成9)		・労働基準法改定（女子保護規定撤廃） ・男女雇用機会均等法改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務）（99年施行） ・介護保険法公布（00年施行） ・育児・介護休業法改正（深夜業制限）	
1999 (平成11)		・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行（女性の参画の促進）	・栃木県男女共同参画懇話会設置
2000 (平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言及び成果文書」採択	・ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）公布・施行 ・男女共同参画基本計画策定	・生活環境部女性青少年課女性係を男女共同参画担当に改組
2001 (平成13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）公布・施行 ・第1回男女共同参画週間	・「とちぎ男女共同参画プラン」策定（H13～17） ・とちぎ女性政策塾開始 ・「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H13～17）
2002 (平成14)			・「栃木県男女共同参画推進条例」制定

年	国連等	日本	栃木県
2003 (平成 15)	・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた	・次世代育成支援対策推進法公布・施行	・「栃木県男女共同参画推進条例」施行 ・栃木県男女共同参画審議会設置
2004 (平成 16)		・配偶者暴力防止法改正（DVの定義の拡大） ・育児・介護休業法改正（育児・介護休業取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（05年施行）	・パルティとちぎ女性センターをパルティとちぎ男女共同参画センターに名称変更
2005 (平成 17)	・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	・男女共同参画基本計画（第2次）策定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定（H17～20）
2006 (平成 18)		・男女雇用機会均等法改正（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止）（07年施行）	・「とちぎ男女共同参画プラン（二期計画）」策定（H18～22） ・「第二期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H18～22）
2007 (平成 19)		・パートタイム労働法の改正（均衡のとれた処遇の確保の促進）（08年施行） ・配偶者暴力防止法改正（保護命令の拡充、市町村についての規定の強化）（08年施行） ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	・青少年男女共同参画課に名称変更
2008 (平成 20)		・女性の参画加速プログラム策定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	
2009 (平成 21)	・国連女子差別撤廃委員会（日本の女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・勧告） ・第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」世界閣僚会合）（ニューヨーク）	・男女共同参画シンボルマーク決定 ・育児・介護休業法改正（子育て中の短時間勤務制度等の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設）（10年施行）	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の改定（H21～23）
2010 (平成 22)		・男女共同参画基本計画（第3次）策定	
2011 (平成 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関（UN Women）発足		・「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」策定（H23～27） ・「第三期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定（H23～27） ・組織改編により「栃木県とちぎ男女共同参画センター」設置
2012 (平成 24)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」第2次改定（H24～H28）
2013 (平成 25)		・男女共同参画の支援からの防災・復興の取り組み指針策定 ・日本再興戦略策定（「女性の活躍推進」を成長戦略の中核と位置づけ） ・配偶者暴力防止法改正（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象）（14年施行） ・ストーカー規制法改正（電子メールを送信する行為の規制、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、被害者の関与の強化）	

年	国連等	日本	栃木県
2014 (平成 26)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・人権・青少年男女参画課に改編 ・「TOCHIGI で働く☆『輝くウーマン』プロジェクト」実施 ・栃木県女性活躍推進会議から「栃木県の女性活躍のための提言書」
2015 (平成 27)	・第 59 回国連婦人の地位委員会(国連「北京 +20」世界閣僚会合)(ニューヨーク) ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) 採択	・子ども・子育て支援法施行 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)公布(16年全面施行) ・男女共同参画基本計画(第4次)策定	・庁内に部局横断的な「女性活躍推進プロジェクトチーム」の設置
2016 (平成 28)	・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	・育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法等改正(仕事と育児・介護の両立支援制度の見直し)(17年施行)	・「とちぎ男女共同参画プラン(4期計画)」策定(H28～R2) ・「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」策定(H28～R2) ・「第4期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(H28～R2) ・「とちぎ女性活躍応援団」設立
2017 (平成 29)		・「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する今後の対策」の決定	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」第3次改定(H29～R3) ・「男女生き生き企業」認定・表彰制度開始
2018 (平成 30)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布、施行 ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律公布(順次施行)	・DV 被害者等地域支援サポーター制度の創設
2019 (令和元)		・女性活躍推進法等改正(一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、ハラスメント防止強化等)(順次施行) ・「配偶者暴力防止法」改正(連携機関の明確化等)(20年施行)	
2020 (令和 2)		・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定 ・性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定 ・男女共同参画基本計画(第5次)策定	
2021 (令和 3)			・「とちぎ男女共同参画プラン(5期計画)」策定(R3～R7) ・「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)」策定 ・「第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」策定(R3～R7)

5 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、

男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を

推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があ

ると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法 (以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条

第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

6 売春防止法 (抜粋)

(昭和三十一年五月二十四日法律第百十八号)

最終改正：平成二八年六月三日法律第六三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この法律の適用にあつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分～第三章 補導処分 (略)

第四章 保護更生

(婦人相談所)

第三十四条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

- 2 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市 (以下「指定都市」という。) は、婦人相談所を設置することができる。

- 3 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子 (以下「要保護女子」という。) の保護更生に関する事項について、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

- 4 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

- 5 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

- 6 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

(婦人相談員)

第三十五条 都道府県知事(婦人相談所を設置する指定都市の長を含む。第三十八条第一項第二号において同じ。)は、社会的信望があり、かつ、第三項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱するものとする。

2 市長(婦人相談所を設置する指定都市の長を除く。)は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから、婦人相談員を委嘱することができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うものとする。

(婦人保護施設)

第三十六条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。)の長に報告し、又は通知しなければならない。

(民生委員等の協力)

第三十七条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に定める児童委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司、更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第三十八条 都道府県(婦人相談所を設置する指定都市を含む。第四十条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、次に掲げる費用(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 婦人相談所に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)
- 二 都道府県知事の委嘱する婦人相談員に要する費用
- 三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用
- 四 都道府県の行う収容保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市(婦人相談所を設置する指定都市を除く。第四十条第二項第二号において同じ。)は、その長が委嘱する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第三十九条 都道府県は、社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第四十条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第五号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号及び第四号に掲げるもの(婦人相談所を設置する指定都市にあつては、同項第二号に掲げるものに限る。)
- 二 市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

附 則 抄

施行期日等 略

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(抜粋)

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二十六日法律第四十六号

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるもの

とする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令～第六章 罰則（略）

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和元年六月五日法律第二十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇

用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画 （一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にあ

る労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

第九条～第十九条（略）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

第二十一条（略）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置～第六章 罰則（略）

9 栃木県男女共同参画推進条例

平成十四年十二月二十七日公布
栃木県条例五十八号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条～第七条）
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等
 - 第一節 基本的施策（第八条～第十五条）
 - 第二節 推進体制（第十六条～第十九条）
- 第三章 男女共同参画を阻害する行為の制限（第二十条・第二十一条）
- 第四章 栃木県男女共同参画審議会（第二十二条）
- 附則

男女は、すべて、人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

これまで、本県においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の取組や国内の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、社会的、文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる慣行やセクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力などの人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき課題が残されている。

こうした状況の中、真の男女平等を達成し、豊かで活力ある

栃木県を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合うとともに、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが不可欠である。

ここに、私たちは、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられる男女共同参画社会の早期実現を目指し、県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を行うことにより相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

- 第三条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響に配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるようにすることを基本として、推進されなければならない。
 - 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、推進されなければならない。
 - 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを基本として、推進されなければならない。
 - 5 男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、推進されなければならない。
 - 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に

のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携しつつ、率先してこれに取り組むものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自ら取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(年次報告)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び県が講じた男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第一節 基本的施策

(基本的な計画の策定等)

第八条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の基本的な計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、栃木県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

- 2 県は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進を阻害することのないように配慮するものとする。

(県民の理解を深めるための措置等)

第十条 県は、県民が、男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう、普及啓発、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進のための人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集し、活用し、又は提供するように努めるものとする。

(教育の分野における措置)

第十一条 県は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画の推進のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者が行う活動への支援等)

第十二条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の状況等について報告を求めることができる。
- 3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等について、必要に応じ公表することができる。

（農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置）

第十三条 県は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市町村との連携等）

第十四条 県は、市町村と連携して男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するよう努めるとともに、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画の策定、施策の実施等が円滑になされるよう、必要な協力を行うよう努めるものとする。

（調査研究）

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項並びに男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

第二節 推進体制

（附属機関における委員の構成等）

第十六条 県は、附属機関の委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

- 2 県は、女性職員の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるとともに、職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（栃木県男女共同参画地域推進員）

第十七条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う栃木県男女共同参画地域推進員を委嘱し、かつ、その活動を支援するものとする。

（県の施策に関する苦情等の申出）

第十八条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民から苦情、意見等の申出があった場合は、当該申出に適切に対応するものとする。

- 2 知事は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

（男女共同参画を阻害する行為に関する相談）

第十九条 県は、男女共同参画を阻害する行為に関する県民からの相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するよう努めなければならない。

- 2 県は、前項の相談があった場合は、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 男女共同参画を阻害する行為の制限

（性別による権利侵害の禁止）

第二十条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。次条において同じ。）を行ってはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

（公衆に表示する情報への配慮）

第二十一条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第四章 栃木県男女共同参画審議会

第二十二条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画の推進に必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。この場合において、男女いずれの委員の数も委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 審議会に、第十八条第二項の規定による苦情等の申出その他必要な事項を調査審議するため、部会を置くことができる。
- 8 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年条例第十号）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 （略）



とちぎ女性活躍応援団

TOCHIGI ACTIVE WOMEN SUPPORTER



とちぎのすべての女性のための活躍応援ナビ

TOCHIGI **WOMAN** NAVI

栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

TEL 028-623-3074

FAX 028-623-3150

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/>

編集発行／栃木県